

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 28 年 6 月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、読者の便宜を図るために、一部、平成27年3月31日以前の情報及び平成28年4月1日以降の情報も記載しています。

○公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室総務係
03-3506-6000(内線 2440)

目 次

はじめに	1
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説	5
2. 監査事務所に対する審査及び検査の基本方針等	7
(1) 審査及び検査の基本方針	7
(2) 審査基本計画及び検査基本計画	9
3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等	11
(1) 協会による品質管理レビューの状況	12
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況	13
(3) 監査事務所に対する報告徴収等の状況	14
(4) 監査事務所に対する検査の状況	15
(5) 金融庁長官に対する勧告の状況	15
(6) 検査結果通知後の改善状況のフォローアップ	16
(7) 情報発信	16
(8) 外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み	17
4. 関係機関との連携	18
(1) 金融庁関係部局との連携	19
(2) 日本公認会計士協会との連携	19
(3) 証券取引所との連携	19
(4) 日本証券業協会との連携	19
(5) 日本監査役協会との連携	20
5. 今後の課題	20

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説	23
(1) 試験制度の概要	23
(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）	23
(3) 現行試験の概要	23
2. 公認会計士試験の実施状況	26
(1) 平成27年公認会計士試験	26

(2) 平成 28 年公認会計士試験	28
3. 情報発信等	28
4. 公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施	29
5. 今後の課題	29

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説	31
2. 事案の概要	31

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説	38
2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)	38
(1) 組織等	38
(2) IFIAR の主要な取組と日本の貢献	41
3. 二国間での協力	42
4. 今後の課題	43

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯	46
1-2 第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	48
1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況	49

2 審査及び検査関連資料

2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続	53
2-2 審査及び検査の基本方針 ーより実効性のある監査の実施に向けてー	54
2-3 公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針	60
2-4 外国監査法人等に対する検査監督の考え方	73
2-5 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告 徴収・検査に関する基本指針	76
2-6 平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 (審査・検査基本 計画)	89
2-7 公認会計士・監査審査会の勧告一覧	100
2-8 仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	101
2-9 新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	103
2-10 明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	105

2-11	KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	107
2-12	「監査事務所検査結果事例集」について	109
2-13	公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上 ～大規模監査法人を中心に～	116
3	公認会計士試験実施関連資料	
3-1	公認会計士試験制度の概要	126
3-2	平成27年公認会計士試験合格者調	127
3-3	平成27年度の講演会の開催状況	133
3-4	平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について	134
3-5	平成27年公認会計士試験の合格発表について	137
3-6	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「公 認会計士試験事業」に係る契約の締結について	142
4	諸外国の関係機関との協力関係資料	
4-1	第15回監査監督機関国際フォーラム（台北会合）について	161
4-2	第15回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳）	163
4-3	監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績	165
4-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	166
4-5	監査監督機関国際フォーラム・恒久的事務局設立に係る立候補に ついて	167
4-6	恒久的事務局の東京誘致を支援するプレスリリース	168

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置され、それ以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んできました。

1. 本年度を振り返って

本年度は審査会第 4 期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）の最終年度に当たります。

監査事務所に対する審査及び検査については、第 4 期における「審査及び検査の基本方針」及び「平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施し、当該検査の結果、4 監査法人に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対し勧告しました。そして、最近の検査で確認された事例等を踏まえ、監査事務所の品質管理における問題点や審査会としての期待水準等を記載した「監査事務所検査結果事例集」を作成・公表し、公認会計士、監査役等に対する講演を実施するなど、事例集が取締役、監査役等関係者に広く利用されるように努めたところです。さらに、検査等で把握した業界横断的な問題点等については、金融庁の関係部局と連携しつつ、日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）や証券取引所等の市場関係者との間で積極的な意見交換を行うなど、情報発信にも努めました。

こうした中で、不正会計を行った上場大企業を監査した大手監査法人に対して検査を実施した結果、これまで繰り返し指摘してきた不備事項の改善が組織の隅々まで徹底されていないなどその品質管理態勢に大きな問題が見られました。このような状況を踏まえ、審査会としては大手監査法人を中心に、審査会検査の実効性の一層の向上を図ることを目的として、これまでの検査内容及び手法等について検討を行い、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」として、平成 28 年 3 月に取りまとめ公表しました。

公認会計士試験については、これまで築き上げてきた実績を踏まえつつ、着実な業務の遂行に努め、短答式 2 回及び論文式の試験の円滑な実施に取り組みました。また、より多くの人々に挑戦していただけるよう、受験者への情報発信の充実に努めるとともに、大学生を中心に高校生等若年層も含めて、公認会計士の使命等をテーマとした講演を行うなど、学生を対象とした啓蒙にも努めました。

海外の関係機関との協力については、平成 27 年 4 月に開催された監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）台北本会合に参加し、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）について基本合意を行ったほか、監査法人のビジネスモデルや監査報告書等について各国監査監督当局と積極的な意見交換を行うなど、国際的な協力関係の構築・充実に努めました。また、同年 10 月に IFIAR 中間会合を東京で開催し、監査品質の向上に向けたハイレベルな議論を行いました。

2. 今後の課題

会計監査の信頼性を確保するためには、市場に大きな影響を与える被監査会社を監査する監査事務所等に対して、そのリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることが重要です。

特に大手監査法人を中心とした検査については、機動的な検査対応、検査指摘事項の改善状況についてのフォローアップ強化、ガバナンス等組織運営上の問題などの真の原因に迫る検証を行うための検査手法の改善などが必要です。これらについては、本年度に審査会において議論を進め、前述のとおりその内容を公表しておりますが、来年度以降の検査等において実施できるものから速やかに取り組むこととしています。なお、実施に向けて更に検討を要する項目も少なくないことから、今後審査会において、協会及び市場関係者等の協力も得ながら早急に具体的な内容を取りまとめ、順次取り組んでいく必要があると考えています。

公認会計士試験については、将来の受験生を確保していくためにも、情報発信を従来からの対象のみならず、更に高校生や女性にまで拡充していくことにより、最終的に受験者の増加を図っていく必要があります。

また、我が国の監査制度を更に実効性あるものとして発展させるためには、引き続き各国当局との更なる連携強化やグローバルな人材の育成・確保を図り、IFIARをはじめとした国際的な議論に積極的に参画することで、監査に係る国際的な制度・運用や議論を摂取していく必要があります。

会計不正事案などの発生により、会計監査の信頼性が問われている状況であり、金融庁関係部局や日本公認会計士協会などの関係機関と連携して、信頼性の確保のための取組を行うことが必要であると考えます。審査会としても、第5期において、上記課題に対する一層の取組を行っていくことにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上が図られ、ひいては我が国経済の一層の発展に寄与することを期待いたします。

平成 28 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

千代田邦夫

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P46 資料1－1 参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、37条の2、37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、37条の4）。

平成25年4月1日から、千代田会長、廣本常勤委員のほか、非常勤委員8人の計10人の構成で、第4期（平成25年4月～平成28年3月）の活動を行っている（P48 資料1－2 参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の財務書類について監査証明業務を行う外国所在の者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議並びに事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査、協会の事務の適切性についての審査、監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員され、平成27年度末の定員は、総務試験室14人及び審査検査室42人の計

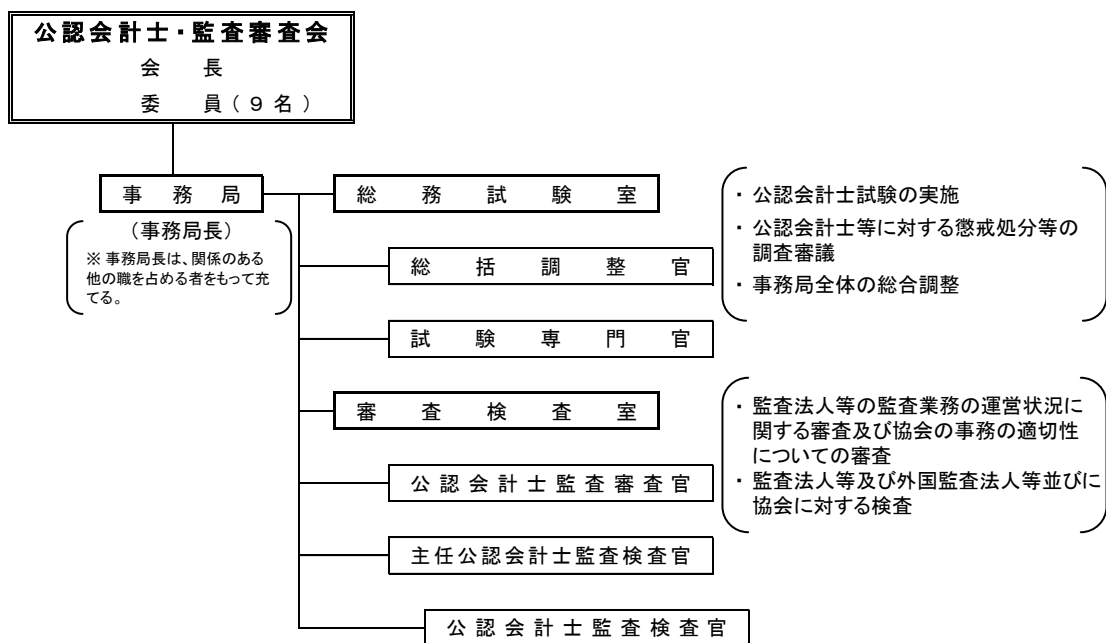
56 人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	42	42
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	7	7	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	26	26

《公認会計士・監査審査会の機構図》



第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成 15 年 6 月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成 19 年 6 月の法改正においては、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査を審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第 2 条第 1 項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第 46 条の 9 の 2 第 2 項）
- ・上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第 46 条の 12 第 1 項、49 条の 3 第 1 ・ 2 項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第 49 条の 3 の 2 第 1 ・ 2 項）

について委任されている（法第 49 条の 4 第 2 ・ 3 項）。

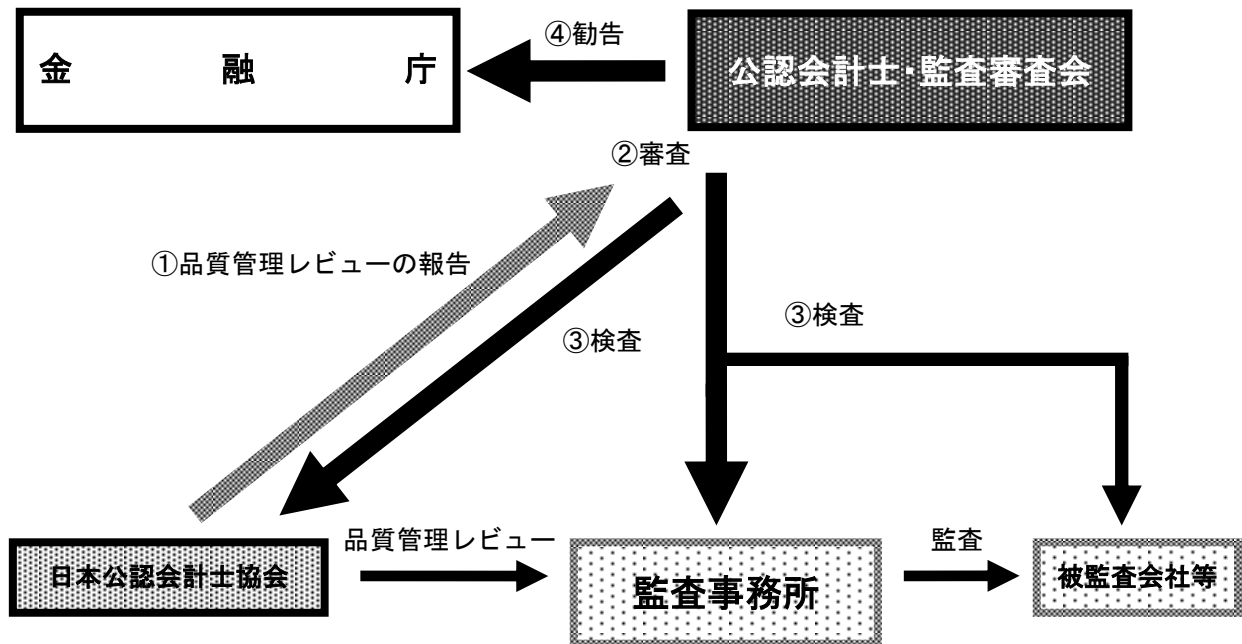
これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P53 資料 2－1 参照）。

また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第 41 条の 2）。

（注）品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、法第 46 条の 9 の 2 で規定している「協会による法第 2 条第 1 項業務の運営の状況の調査」の趣旨を踏まえ実施されているものである。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度(協会が必要と認めた場合は2年に1度等に短縮)、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に對して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の監査業務に関係のある場所(被監査会社等)に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.(8)イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」(P17)を参照。

2. 監査事務所に対する審査及び検査の基本方針等

(1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、発足後 10 年目を迎えるに当たり、第 1 期から第 3 期まで（平成 16 年 4 月～平成 25 年 3 月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質の一層の向上という観点に加え、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るという観点から、第 4 期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）における「審査及び検査の基本方針－より実効性のある監査の実施に向けて－」を策定し、平成 25 年 4 月 26 日に公表した（詳細は P54 資料 2－2 参照）。

<基本方針の内容>

ア 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた有益な情報については、協会等の関係先との意見交換において提示するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等を通じ、各国当局と連携を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

イ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・協会等と双方向の議論等を行う
- ・各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組むこととする。

ウ 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調

査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者から報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査を行う。

審査は、次の考え方にに基づき実施することとする。

- ・ 監査の品質管理の確実な定着

近年発生した不正会計事案に鑑みると、監査の実効性を上げていくことが重要であることから、監査の実効性が確保されるよう、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうか重点を置いた審査を実施することとし、監査事務所に対して、適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

- ・ 審査における実効性の確保

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告等に加え、関係先から得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であることから、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

さらに、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過後に、必要に応じて、報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

エ 検査基本方針

審査会は、審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

検査基本方針においては、検査対象ごとに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれ具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（P60 資料 2－3 参照）に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、平成 21 年 9 月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P73 資料 2－4 参照）及び平成 22 年 1 月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P76 資料 2－5 参照）に従って実施することとする。

(参考) 審査及び検査の基本方針(第1期～第3期)

第1期(平成16年4月～平成19年3月)においては、「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等」を策定し、公表した(平成16年6月)。これを踏まえ、第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第2期(平成19年4月～平成22年3月)においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」を策定し、公表した(平成19年6月)。これを踏まえ、第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第3期(平成22年4月～平成25年3月)においては、第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針一監査の品質の一層の向上のために一」を策定し、公表した(平成22年6月)。これを踏まえ、第3期においては、「監査の品質管理の確実な定着」、「協会の品質管理レビューの機能向上」、「効果的な審査の実施」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

(2) 審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、毎年度、当該年度における審査・検査の方向性を示すものとして、審査基本計画及び検査基本計画を策定している。

平成27年度においても、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、監査事務所の態様に応じた監査事務所の業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証を行うこと、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証を行うことなどを盛り込んだ「平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画(審査・検査基本計画)」(注)を策定し、平成27年4月7日に公表した(P89資料2-6参照)。

(注) 平成27年度より、基本計画の名称を、検査を指すオンサイト・モニタリング及び検査以外のオフサイト・モニタリングの両方を包含したモニタリング基本計画に変更している。

<監査事務所等モニタリング基本計画(審査・検査基本計画)の概要>

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されているほか、業務運営が著しく不当であるとして金融庁長官に対し勧告を行った監査事務所が大幅に増加しており、限られた検査資源の中で、監査事務所の実態をより適切に把握し、監査事務所の実態に応じたより実効的な検査等を実施していくことが重要である。

ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

オフサイト・モニタリングに係る基本計画においては、協会の品質管

理レビュー報告等のほか、協会等の国内関係先に加えて、海外の監査監督当局等とも意見交換を実施するなど情報等の収集分析体制のより一層の強化、及び高度化に努め、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握するオフサイト・モニタリングを実施することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の実効性向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされること、業界横断的な問題への対応も含めた協会によるより強力な指導性の発揮が期待されること、協会の品質管理レビュー実施体制の強化として、指導・監督機能への性格変更、レビュー対象事務所及び対象監査業務の拡大などのレビュー制度の見直しも行われたことから、協会の品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証することとしている。

さらに、監査事務所における監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証することとしている。

なお、検証方法としては、限られた検査資源の中で効果的なモニタリングを実施する観点から、対面の方式を基本とする報告徴収により実施し、その結果、重大な問題が認められた場合には、今後の立入検査の重要な参考情報として活用する。

イ 検査基本計画

平成 27 年度の検査基本計画においては、重点事項として、①監査事務所の経営方針、経営管理に関する措置等が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかについての検証、②被監査会社の事業上のリスクを適切に評価して監査を実施しているかについての検証等を掲げるとともに、検査の過程において不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、不備の根本的な原因を究明し、それに基づく本質的な対応を検査対象事務所に促すことを明記している。

大手監査法人（上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ、常勤の監査実施者が 1,000 名以上在籍する監査法人）に対しては、原則として 2 年に 1 度の頻度で定期的に検査を実施することとしている。大手監査法人については、これまでの検査結果等を勘案すると、品質管理については、一定程度有効に機能しているものと考えられる。このため、本年度は、前年度から導入している大手監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った検査（テーマ別検査）の実施を徹底する。

平成 27 年度のテーマ別検査のテーマとしては、共通テーマとして、重

要な不備が多くみられる「収益認識」、「会計上の見積り」等を、特に本年度における共通テーマとして、近時の検査等の結果を踏まえて、「組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証」等を選定している。

準大手監査法人に対する検査については、原則として2～3年に1回の頻度で定期的実施することとしている。また、重点事項としては、準大手監査法人に共通するリスクヘフォーカスする観点から、業務管理体制の整備・運用状況の検証、金融機関監査、グループ監査等を掲げている。

中小監査事務所については、近時の審査・検査や品質管理レビューの結果において、中小監査事務所の体制に起因して生じる監査人の交代に伴うリスク評価、業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、新設の監査事務所を含め、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビュー報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

モニタリングの事後的な対応として、検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証するため、報告徴収を実施することとしている。その際、金融庁の監督当局と連携しつつ、不備の内容や重要性に応じた確認・検証を行い、当該確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー報告に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、審査及び検査の一体的な運用を行うこととしている。さらに、審査及び検査結果の深度ある分析によって、業界横断的な問題点等を抽出し、協会等関係先との意見交換等を実施するなどして、監査の品質の確保・向上を図ることとしている。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等

監査事務所（公認会計士又は監査法人）は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、その名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。平成27年度末現在、公認会計士登録者数は28,286人、監査法人数は214法人であり、監査法人における営業収入の約8割が監査証明業務となっている。

このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,312人、準大手監査

法人に所属する公認会計士数は755人となっている(平成27年3月末現在)。
また、上場会社に対する監査の状況としては、大手監査法人が約73%、準大手監査法人が約11%、中小監査事務所が約16%となっている(平成27年4月末時点、上場会社数に占める比率)。

(参考)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
公認会計士登録者数	23,119	24,964	26,260	27,313	28,286
うち大手監査法人	8,474	9,313	10,074	10,312	-
監査法人数	213	214	216	219	214

(1) 協会による品質管理レビューの状況

平成27年度の協会による品質管理レビューは83件(監査法人57件(うち、大手2件、準大手2件：公認会計士共同事務所6件を含む。)、公認会計士26件)に対して実施されており、平成28年3月31日までに、57件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容

- ・品質管理レビュー報告書
- ・改善勧告書
- ・改善勧告書に対する改善計画書
- ・レビュー調書等

ア 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	27年						28年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	4	22	5	16	22	6	7	1	0	83

イ 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された57件に対する品質管理レビューの結果のうち、54件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- ・限定事項のない結論51件(監査法人32件、公認会計士19件)
- ・限定事項付き結論6件(監査法人3件、公認会計士3件)
- ・否定的結論 該当なし

また、平成 27 年度は、フォローアップ・レビュー（注）が 67 件（監査法人 57 件、公認会計士 10 件）実施されており、平成 28 年 3 月 31 日までに報告を受けた 60 件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・改善措置済み 59 件（監査法人 50 件、公認会計士 9 件）
- ・改善措置が不十分 1 件（監査法人 0 件、公認会計士 1 件）

（注）フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認する。

（２）品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査の対象及び観点

平成 27 年度の審査対象は、協会が平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 26 年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成 27 年度品質管理レビューについては、平成 28 年 3 月 31 日までに報告を受けた 57 件について、順次審査に着手している。

《品質管理レビュー報告書（平成 26 年度）》

（監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/d	(b)	b/d	(c)	c/d		－	
監査法人	61	88.4%	7	10.1%	1	1.4%	－	－	69
公認会計士	15	83.3%	3	16.7%	－	－	－	－	18
合 計	76	87.4%	10	11.5%	1	1.1%	－	－	87

（注）87 件中 81 件に改善勧告事項がある。

イ 審査の観点

品質管理レビューに関する指摘事項の内容やレビュー対象会社の状況等の報告を分析し、以下の観点から審査を行っている。

- ・協会による品質管理レビューの適切性
- ・監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

(3) 監査事務所に対する報告徴収等の状況

ア 監査事務所のリスクアセスメント

監査事務所に対する実効的かつ効率的な検査等を実施するために、監査事務所に対するリスクアセスメントを強化している。

リスクアセスメントの手法としては、①報告徴収及び②金融庁内の関係部局のほか、協会、証券取引所、監査役協会等の関係機関等との連携（後述 4. 参照）がある。

イ 報告徴収

品質管理レビュー対象監査事務所のうち、審査会検査の対象とならなかった監査事務所（大手・準大手を除く。）については、品質管理レビューの改善状況等の重点的検証、監査を取り巻く問題の実態把握等のため報告徴収を実施しており、より効果的な報告徴収となるよう、監査事務所を訪問し、対面方式で行うことを基本としている。

（ア）重点的検証に係る報告徴収

審査会は、「平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）」（P89 資料 2－6 参照）において、「監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、適時に報告徴収を実施する。本年度の報告徴収においては、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。」としている。

これに基づき、平成 27 年度においては、平成 26 年度に協会の品質管理レビューを受けた 89 の監査事務所のうち、監査の品質管理の状況を確認する必要があると認められた 48 監査事務所に対して報告徴収を実施した（平成 27 年 8 月から実施）。

（イ）実態把握に係る報告徴収

平成 26 年度の品質管理レビューの結果、直ちに監査の品質管理の状況を確認する必要があるとは認められないものの、監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、10 監査事務所に対して報告徴収を実施した（平成 27 年 8 月から実施）。

《重点的検証及び実態把握に係る報告徴収実績》

	27 年度報告徴収実績					26 年度報告徴収実績		
	報告徴収実施先数 (a)			26 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (b)	報告徴収 実施率 a/b	報告徴収 実施先数 (c)	25 年度品 質管理レ ビュー実 施先数 (d)	報告徴収 実施率 c/d
		重点 的検 証	実態 把握					
監査事務所	58	48	10	89	65.2%	67	93	72.0%
監査法人	40	34	6	65	61.5%	43	61	70.5%
個人事務所（注）	18	14	4	24	75.0%	24	32	75.0%

（注）公認会計士共同事務所を含む。

（４）監査事務所に対する検査の状況

平成 27 年度において、審査会は、「平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）」（P89 資料 2－6 参照）に基づき、監査事務所の規模等の態様に応じた検査の実施に努めたところであるが、金融庁長官に対し勧告を行った大手監査法人に対する検査に検査資源を重点的に投入したこともあり、立入検査件数は 9 件と、前年度の 15 件に比し大幅な減少となっている。

また、本年度は、検査対象事務所に有効な改善を促すために、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明に重点をおいて検査を行った。

《直近 5 年間の検査の実施状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	9	11	13	15	9

なお、本年度に実施した新日本有限責任監査法人に対する検査においては、不正会計問題が明らかになった個別監査業務を中心に、同監査法人の品質管理の状況を重点的に検査した結果、同法人の運営が著しく不当なものであると認められたことから、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

（５）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、

行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（これまでの勧告一覧P100 資料 2－7 参照）。

- ・ 仁智監査法人（平成 27 年 6 月 19 日。P101 資料 2－8 参照）
- ・ 新日本有限責任監査法人（平成 27 年 12 月 15 日。P103 資料 2－9 参照）
- ・ 明誠有限責任監査法人（平成 28 年 1 月 12 日。P105 資料 2－10 参照）
- ・ K D A 監査法人（平成 28 年 3 月 24 日。P107 資料 2－11 参照）

（６）検査結果通知後の改善状況のフォローアップ

審査会は、「審査及び検査の基本方針－より実効性のある監査の実施に向けて－」（P54 資料 2－2 参照）において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする」とし、これを受け、「平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）」（P89 資料 2－6 参照）において、「検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する」としている。

平成 27 年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 4 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

（７）情報発信

ア 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、監査事務所の監査の品質の維持・向上を図る観点から、平成 20 年 2 月に公表した事例集について毎年度見直しを行っており、平成 27 年度においては、平成 26 年度までの検査で確認された事例等について、指摘事例の紹介に加えて、共通する不備の改善に資するよう、事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 27 年 7 月に公表した（P109 資料 2－12 参照）。また、英語版についても同様に見直しを行い平成 27 年 12 月に公表した。

事例集では、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提示」という観点から、検査における着眼点、検査結果の概要（指摘事例の概要及び発生原因分析、評価できる取組）、監査事務所に求められる対応等を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。

なお、本年度公表の事例集においては、これまでの品質管理編と個別監査業務編に加えて、「根本原因の究明」を新設し、検査において確認さ

れた根本的な原因について類型化し、事例を紹介している。

イ 検査結果（事例集）についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果について、協会等の関係機関が実施する研修会に積極的に参加し、講演等を行っている。

平成 27 年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進のため、公認会計士を対象に、協会において、平成 27 年 10 月から 12 月にかけて全国 8 地域で 9 回講演を行ったほか、外部監査の実態把握等のために事例集が広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成 27 年 11 月に 2 回講演を行った。

また、事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、関係機関の機関誌等に掲載するなど、内容の周知を行った。

ウ 審査会の活動状況等に関する講演の実施

審査会は、上場会社等の監査役や内部監査部門等の市場関係者に対して講演を行い、審査会の活動状況及び今後の課題について紹介している。

平成 27 年度においては、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本証券アナリスト協会、資本市場研究会において講演を行い、審査会が監査法人に対する検査等を通じて把握した諸課題等について講演を行った。

（８）外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み

ア 外国監査法人等の届出

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務諸表について外国監査法人等が法に定める監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣（法の規定により金融庁長官に委任）に届け出ることが求められている（平成 28 年 3 月 31 日現在、31 か国、88 監査法人等）。

《外国監査法人等の届出状況》

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	国・地域数	監査法人等数
北米	3	14
中南米	2	2
欧州	15	43
アジア・大洋州	10	28
中東	1	1
計	31	88

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P73 資料 2－4 参照）。

また、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P76 資料 2－5 参照）。

当該考え方及び基本指針では、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取決め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、原則として 3 年に 1 度、金融庁に届出を行っている外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された資料の内容について分析・評価を行うこととしており、本年度、27 か国・71 の外国監査法人に対して、平成 27 年 11 月から公認会計士法に基づく報告徴収を実施している。

4. 関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためには、監査事務所が行う監査の実効性の確保だけでなく、監査事務所や監査先である被監査会社（個別企業等）を取り巻く関係先とも一層の連携強化を行い、監査を巡る共通課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会、証券取引所及び日本監査役協会等の関係機関との意見交換を実施している。

さらに、近年における被監査会社の海外進出の加速化等を受けて、グローバルな観点からの監査の実効性の確保が重要となっており、国際的監査事務所のネットワークにおけるメンバーファームに対するレビュー等の統制の状況の実態把握が重要であると考えられたことから、大手ネットワークの幹部やレビューアーとの意見交換も実施している。

(1) 金融庁関係部局との連携

本年度は、既述の勧告を行った大手監査法人に対する検査に際し、効率的・効果的な検査等を実施するため、同監査法人の被監査会社の調査を行った証券取引等監視委員会、当該被監査会社に係る虚偽証明の調査を行った総務企画局と、可能な範囲で適時に、相互に情報交換等の連携を図った。

加えて、個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の調査・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられることから、関係部局（総務企画局、証券取引等監視委員会等）と積極的に情報共有、意見交換を行うなど連携を図った。また、主たる事務所が地方にある中小監査事務所や大手監査法人の地方事務所の実施した監査の状況等をフィードバックする観点から、財務局に対しても情報共有等を実施した。

(2) 日本公認会計士協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公的立場から促すとともに、監査事務所における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的に審査・検査を実施している。協会は、品質管理レビューの担い手であることから、レビュー実施態勢の強化などを通じ、より一層の実効性の向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理がなされるものと考えられる。このため、審査・検査を通じて把握した問題点等について、協会幹部や協会レビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

平成 27 年度においては、「品質管理レビューの実施態勢の強化」、「品質管理レビュー後の指導・監督」及び「上場会社監査事務所登録制度の見直し」のほか、監査人と監査役とのコミュニケーションの充実に向けた対応や審査会検査等において把握した品質管理レビューに係る諸問題についても意見交換等を実施した。

(3) 証券取引所との連携

審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等について、取引所に上場している企業についての自主規制機能を担っている証券取引所と意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

平成 27 年度においても、東京証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所と、監査上の諸課題等について意見交換を実施した。

(4) 日本証券業協会との連携

近時、グリーンシート市場に登録している企業等について、監査上の問

題点も把握されているところである。

こうしたことから、審査会は、平成 27 年度においても証券会社など会員企業に対する自主規制機能を担うとともに、グリーンシート市場を運営している日本証券業協会と、証券会社を取り巻く監査上の諸課題等について、定期的に意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

(5) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、監査人のみならず、企業のコーポレート・ガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。加えて、会社法の改正や平成 27 年 6 月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなっている。

こうしたことから、審査会では、日本監査役協会と、監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する諸課題等について意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うとともに、審査会の検査結果事例集に対するアンケートを行い、事例集に関する情報の入手に努めた。

5. 今後の課題

(1) 大手監査法人を中心とした検査の実効性の向上

近時の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にある。

そうした状況において、特に大手監査法人に対する審査会検査は、大手監査法人が数千人規模の人員を擁する巨大組織であり、組織の末端に至る品質管理体制の検証など、組織運営上の問題等の真の原因に迫っていない面が認められた。

このため、審査会において、特に、大手監査法人を中心に、監査事務所のリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることを目的とし、これまでの検査内容及び手法等について検討を行い、平成 28 年 3 月、その結果を「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」(P116 資料 2-13 参照)として取りまとめ公表した。

今後、同報告中の「今後の対応」に記載した各項目について、実施に向けた具体的な検討を行い、適時・適切に対応を図っていくこととしている。

(2) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の機能向上など協会の自主規制機能の強化

平成 28 年 3 月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言に記載された協会による品質管理レビューの一層の機能向上など協会の自主規制機能の強化に関しては、審査会は、設置当初より協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公的立場から促すことを目標とし、品質管理レビュー制度及びその運営の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。特に、現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有されるとともに、協会との双方向の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有を図っている。

審査会としては、引き続き協会との双方向の意見交換や検査結果等を通じ、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組等を強力に推進し、品質管理レビュー、上場会社監査事務所登録制度をはじめとする協会の自主規制機能の強化に向けて、更なる連携を図っていくことが必要である。

(3) 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集に取りまとめ、公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

平成 28 年 3 月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では、監査の品質の見える化の観点から、審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実が求められている。

審査会のモニタリング活動に係る情報の中心となる審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を抽出するような分析を行うとともに、広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点も加えた事例集の改訂を行い、積極的に情報発信を行っていくことが重要であると考えている。

併せて、検査その他のモニタリングの成果を整理して、モニタリングレポートとして取りまとめ、公表することを検討するなど、広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させていくことが重要である。

(4) 監査事務所を巡る課題に対応した体制の充実

監査事務所を巡っては、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、監査手続などにおける IT 化の進展等に加え、近時の

検査等の結果を踏まえると、経営管理等に業務運営上の本質的な問題点が認められているところである。また、監査における不正リスク対応基準の適用や会社法制の見直しなど、新たな法令諸基準の適用等の考慮すべき事項が見受けられる。

こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるよう、人材確保、情報収集分析体制の強化など検査実施体制の充実を図ることが、重要な課題と考えている。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点（注）等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

なお、旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

(3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）（注）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国11都道府県）で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P126資料3－1参照）。

（注）短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

ア 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない

もののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

23 年 (第 I 回 ・ 第 II 回)	24 年		25 年 (第 I 回 ・ 第 II 回)	26 年		27 年		28 年 (第 I 回)
	(第 I 回)	(第 II 回)		(第 I 回)	(第 II 回)	(第 I 回)	(第 II 回)	
73%	70%	67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%

(注)27 年の第 I 回を除き 1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成 27 年度の免除件数》

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

全部免除	司法試験合格者	66 件 (628 件)
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	15 件 (142 件)
一部科目 免除	税理士資格取得者等	63 件 (1,937 件)
	会計専門職大学院修了者	228 件 (3,409 件)
	会計又は監査に関する実務経験者	12 件 (109 件)

(注) 件数の括弧書きは、平成 18 年以降の延べ件数。

イ 論文式試験

・ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

・ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
52.5%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、免除資格取得後 2 年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる (注)。

また、大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成 27 年度の免除件数》

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

税理士資格取得者	17 件 (647 件)
司法試験合格者	63 件 (625 件)
不動産鑑定士試験合格者	3 件 (154 件)
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	7 件 (149 件)

(注) 件数の括弧書きは、平成 18 年以降の延べ件数。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 27 年公認会計士試験

平成 27 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 27 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	25 年 12 月 4 日	26 年 8 月 29 日	26 年 9 月 12 日	26 年 12 月 7 日	27 年 1 月 13 日
第 II 回 短 答 式		27 年 2 月 6 日	27 年 2 月 20 日	27 年 5 月 24 日	27 年 6 月 19 日
論 文 式	(論文式のみの試験科目) 26 年 12 月 3 日	—		27 年 8 月 21 日 ～23 日	27 年 11 月 13 日

《平成 27 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 27 年 試験	短 答 式 試 験 の受験者等 (免除者を含む)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次試 験合格者)	(参考)		
				平成 26 年 試験	短 答 式 試 験 の受験者等 (免除者を含む)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次試 験合格者)
願書提出者数 (a)	10,180 人 (注 1)	10,050 人	130 人	10,870 人	10,712 人	158 人
短 答 式 試 験 受 験 者 数	8,620 人	8,620 人	—	9,290 人	9,290 人	—
短 答 式 試 験 合 格 者 数	1,507 人	1,507 人	—	1,405 人	1,405 人	—
論 文 式 試 験 受 験 者 数	3,086 人	2,956 人 (注 2)	130 人	2,994 人	2,836 人	158 人
最終合格者数 (b)	1,051 人	1,030 人	21 人	1,102 人	1,076 人	26 人
合格率 (b/a)	10.3%	10.2%	16.2%	10.1%	10.0%	16.5%

(注 1) 平成 27 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,207 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,637 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 2) 「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア 願書提出者

平成 27 年公認会計士試験の願書提出者は、10,180 人となっている。
このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（130 人）を除く願書提出者は 10,050 人であり、前年の 10,712 人に比べ 662 人（6.2%）減少した。

イ 短答式試験

- ・短答式試験受験者 8,620 人
- ・短答式試験合格者 1,507 人

第 I 回短答式試験は、受験者 7,207 人、合格者 883 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者 6,058 人、合格者 624 人となった。第 I 回、第 II 回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は 8,620 人であり、合格者は 1,507 人となった。

ウ 論文式試験

- ・論文式試験受験者 3,086 人
うち答案提出者数 2,759 人
- ・最終合格者 1,051 人（合格率 10.3%（1,051 人/10,180 人））
うち短答式試験受験者等（免除者を含む。）1,030 人（合格率 10.2%（1,030 人/10,050 人））

論文式試験は、平成 27 年の短答式試験合格者（1,507 人）に、平成 25 年又は平成 26 年の短答式試験合格者で平成 27 年の短答式試験が免除された者（1,298 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（151 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（130 人）を加えた 3,086 人が受験し、最終合格者は 1,051 人となった（論文式試験合格率 34.1%）（注 1）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,030 人となった（P127 資料 3－2 参照）。

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 500 人（属人ベース）となった。

（注 1）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 72.7%を占め、平均年齢は 27.1 歳であった（最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 718 人（構成比 68.3%）、「会社員」が 94 人（構成比 8.9%）であった。

なお、女性の合格者は 207 人（構成比 19.7%）となっている。

（注 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.6%。

(2) 平成 28 年公認会計士試験

平成 28 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 28 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	26 年 12 月 3 日	27 年 8 月 28 日	27 年 9 月 11 日	27 年 12 月 6 日	28 年 1 月 12 日
第 II 回 短 答 式		28 年 2 月 5 日	28 年 2 月 19 日	28 年 5 月 29 日	28 年 6 月 24 日
論 文 式	(論文式のみの試験科目) 27 年 12 月 2 日	—		28 年 8 月 19 日 ～21 日	28 年 11 月 11 日

＜第 I 回短答式試験の試験結果の概要＞

- ・ 願書提出者 7,030 人
- ・ 答案提出者 5,479 人
- ・ 短答式試験合格者 863 人

平成 28 年第 I 回短答式試験は平成 27 年 12 月 6 日に実施し、願書提出者（受験者）は 7,030 人であり、合格者は 863 人となった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

3. 情報発信等

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学や高等学校等で、会長及び常勤委員等が、公認会計士の使命や公共財としての会計及び監査等をテーマとした講演を行っており、平成 27 年度においては大学生等を対象とする全国 16 大学(延べ 17 回)で実施したほか、受験者のすそ野の拡大を図る観点から、受験勉強を始める前の高校生等の若年層向けに商業高校や商業科が設置されている高校、大学の系列高校を中心に全国 10 高等学校等で実施した。(P133 資料 3－3 参照)。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、平成 25 年より、試験

結果に係る情報の提供について順次拡大を進めており、試験問題に加えて受験者数、合格者数、欠席者数、得点階層分布及び短答式試験における平均得点比率等について、平成 27 年試験においても引き続き公表を行った（P134 資料 3－4、P137 資料 3－5 参照）。

4. 公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成 21 年 7 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、公認会計士試験業務の一部（関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等）が市場化テストの対象とされたことにより、平成 23 年度（平成 24 年試験）から平成 25 年度（平成 26 年試験）まで市場化テストを実施した。

また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、上記業務が平成 26 年度（平成 27 年試験）以降も引き続き市場化テストの対象とされたことから、平成 26 年 2 月、関東財務局において民間競争入札を実施して民間事業者を決定し、平成 26 年度（平成 27 年試験）から平成 28 年度（平成 29 年試験）までを対象として市場化テストを実施している（P142 資料 3－6 参照）。

5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

（１）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験は、公認会計士としての必要な学識及び応用能力を受験者が有しているかを判定することを目的とした試験であり、その実施に当たっては、試験を公平かつ円滑に実施する必要がある。このため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

（２）公認会計士試験受験者等の利便性の向上

平成 25 年 6 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、政府全体としてオンライン手続の利便性向上に向けた改善を進めており、また、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4

月 1 日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、公認会計士試験受験願書の提出及び公認会計士試験免除申請書の提出が改善促進手続とされたことから、公認会計士試験においても、オンライン申請の本格的な導入及び活用を図っていくことが求められている。

これらを踏まえ、受験者等の利便性向上に向け、平成 29 年第 I 回短答式試験の受験申込や免除申請からオンライン申請を導入することとしている。

なお、当面の間、オンライン申請に加え、郵送申請による受験申込等も並存する予定である。

（３）受験者等への情報発信等

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の重要性等について、全国の大学等において講演を行っていく必要がある。特に、「平成 27 事務年度金融行政方針」において、「監査業界を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、協会等と連携して推進する」とされていることから、高校生等若年層に加えて女性に対し、会計・監査に係る講演を行うなど、一層の広報活動の充実に取り組んでいく必要がある。

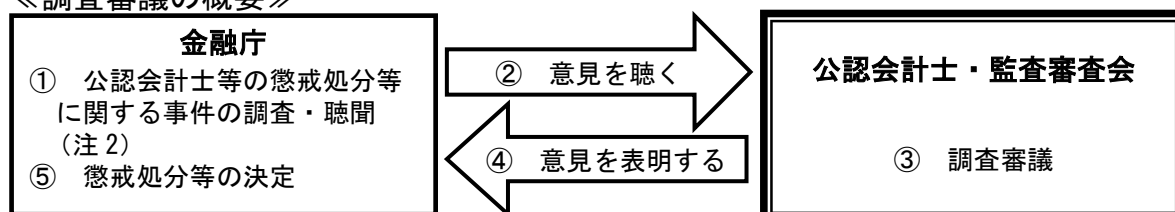
また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成27年度において、審査会で調査審議を行った事案は10件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第264回審査会（27年4月28日）	公認会計士1名
事案2	第264回審査会（27年4月28日）	公認会計士1名
事案3	第268回審査会（27年6月23日）	公認会計士25名
事案4	第268回審査会（27年6月23日）	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士3名
事案5	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案6	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案7	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案8	第280回審査会（27年12月22日）	新日本有限責任監査法人 公認会計士7名

	審議を行った審査会	処分対象
事案 9	第 285 回審査会（28 年 3 月 8 日）	公認会計士 1 名
事案 10	第 285 回審査会（28 年 3 月 8 日）	公認会計士 1 名

事案 1

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 5 月 8 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 1 月（平成 27 年 5 月 9 日から平成 27 年 6 月 8 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、4 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 2

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 5 月 8 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 5 月 9 日から平成 27 年 7 月 8 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、5 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 3

日本公認会計士協会が行う継続的専門研修について、必要単位数を履修しなかった公認会計士（25 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 6 月 30 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

戒告

(2) 処分理由

当該公認会計士は、平成 22 年度又は平成 23 年度において、公認会計士法第 28 条の規定に基づき、日本公認会計士協会が行う継続的専門研修について、公認会計士法第 28 条に規定する研修に関する内閣府令 (平成 16 年内閣府令第 17 号) 第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していなかった。この事実は、公認会計士法第 28 条の規定に違反するものと認められる。

事案 4

トラステックスホールディングス株式会社 (以下、「トラステックス」という。) が作成した財務書類について、監査証明を行った有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ) 及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士 (3 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 6 月 30 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ)

ア 処分内容

戒告

イ 処分理由

有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ) については、トラステックスの平成 17 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの間における財務書類の監査において、下記 3 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(2) 公認会計士 (3 名)

ア 処分内容

・ 公認会計士 1 名

業務停止 3 月 (平成 27 年 7 月 2 日から平成 27 年 10 月 1 日まで)

・ 公認会計士 2 名

業務停止 1 月 (平成 27 年 7 月 2 日から平成 27 年 8 月 1 日まで)

イ 処分理由

各公認会計士は、トラステックスの平成 17 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士 1 名（平成 17 年 3 月期）
- ・ 公認会計士 1 名（平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期）
- ・ 公認会計士 1 名（平成 18 年 3 月期）

事案 5

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 27 年 12 月 1 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 6

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 27 年 12 月 1 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 7

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）処分内容

業務停止 4 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 2 月 1 日まで）

（２）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、6 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 8

株式会社東芝（以下、「東芝」という。）が作成した財務書類について、監査証明を行った新日本有限責任監査法人及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士（7 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 12 月 22 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）新日本有限責任監査法人

ア 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 月
（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
※併せて、同日、約 21 億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

イ 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、下記 7 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 公認会計士（7名）

ア 処分内容

- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 6 月（平成 27 年 12 月 24 日から平成 28 年 6 月 23 日まで）
- ・ 公認会計士 2 名
業務停止 3 月（平成 27 年 12 月 24 日から平成 28 年 3 月 23 日まで）
- ・ 公認会計士 4 名
業務停止 1 月（平成 27 年 12 月 24 日から平成 28 年 1 月 23 日まで）

イ 処分理由

各公認会計士は、東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士 3 名（平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期）
- ・ 公認会計士 1 名（平成 22 年 3 月期、24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期）
- ・ 公認会計士 3 名（平成 22 年 3 月期）

事案 9

税理士法第 45 条第 1 項の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 28 年 3 月 16 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

(1) 処分内容

業務停止 4 月（平成 28 年 3 月 17 日から平成 28 年 7 月 16 日まで）

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 1 項の規定に基づき、1 年の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 10

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 28 年 3 月 16 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 1 月 (平成 28 年 3 月 17 日から平成 28 年 4 月 16 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）（注）主催により、平成16年9月に第1回監査人監督者会議がワシントン D.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators：以下、「IFIAR」という。）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会により、平成19年3月に東京で開催され、22か国の監査監督当局が参加した。その後、平成28年3月までに15回の会合が開催されており、IFIAR加盟国数は、平成28年3月時点で51か国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている。

（注）FSFは、平成21年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成されている。

2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）組織等

ア 目的

IFIARは、憲章（Charter）において、以下を活動目的としている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を

形成すること。

イ 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。平成 28 年 3 月末現在、諮問委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本、シンガポール、英国、米国の 7 か国で構成されている。

また、IFIAR には、平成 28 年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられており、それぞれの目的等は以下のとおりである。

（ア）グローバル監査品質・ワーキング・グループ

6 大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

（注）6 大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

（イ）基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定主体との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

（ウ）検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

（エ）投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

（オ）国際協力ワーキング・グループ

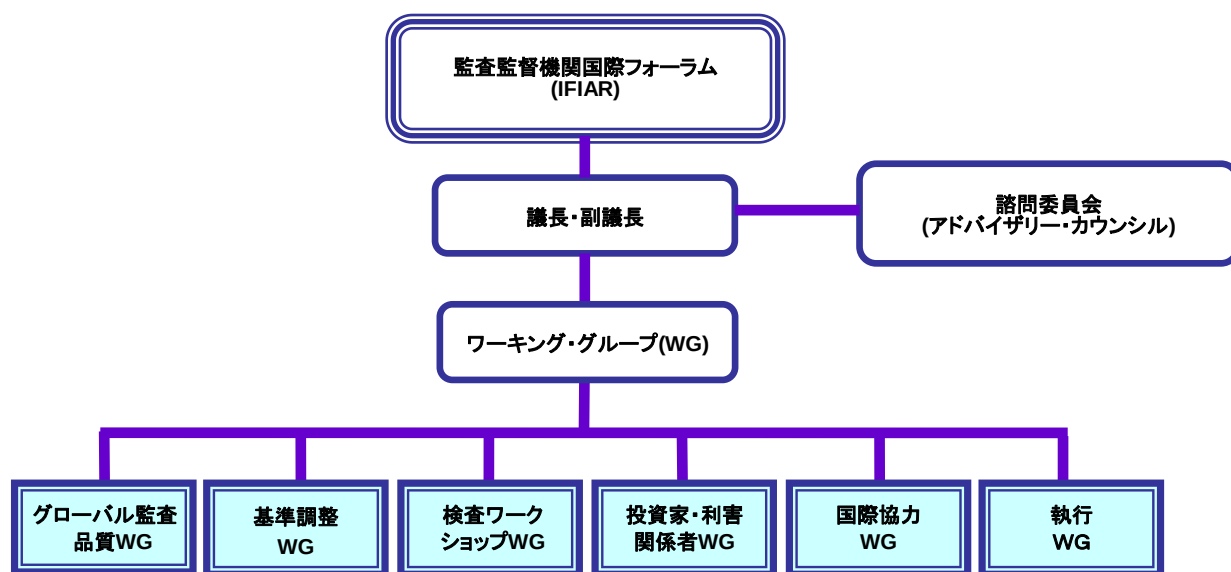
監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）の策定等を行っている。

（カ）執行ワーキング・グループ（注）

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

（注）平成 25 年 7 月の設立以降、日本が議長を務めている。

《IFIAR の組織図》



(2) IFIAR の主要な取組と日本の貢献

ア 本会合

平成 27 年 4 月 21 日から 4 月 23 日の日程で、第 15 回本会合が台湾金融監督管理委員会 (FSC : Financial Supervisory Commission) の主催で開催された。

当該会合では、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) について基本合意がなされたほか、監査法人のビジネスモデルや監査報告書等について議論が行われた (P161 資料 4-1、P163 資料 4-2、P165 資料 4-3 参照)。

イ 中間会合

平成 25 年以降、本会合は年 1 回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平成 27 年は 10 月 8 日及び 9 日の 2 日間にわたって東京で開催。

ウ グローバル監査品質・ワーキング・グループ

監査法人の収益構造の変化、人材戦略、国際的監査事務所のネットワークのガバナンス等を含む、監査法人のビジネスモデルについて議論が行われている。また、平成 27 年には、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による初の協同検査を実施し、日本がそれを主導した。

エ 検査ワークショップ

第 1 回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整により、毎年開催されている。

今年度は、平成 28 年 2 月 22 日から 2 月 24 日の日程で、アブダビ会計説明責任庁 (ADAA) の主催により開催され、日本を含め 34 か国・地域から 160 名以上の検査官等が参加した (P166 資料 4-4 参照)。なお、日本は、審査会等から 3 名をモデレーターとして派遣した。

オ 恒久的事務局誘致への対応状況

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背

景から、平成 26 年 4 月、ワシントン本会合において恒久的事務局設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27 年 1 月、恒久的事務局の東京誘致を目指して立候補を行った（P167 資料 4－5 参照）。審査会及び金融庁は、関係省庁とも連携しつつ IFIAR 加盟当局への働きかけを実施し、誘致活動を展開している。

また、日本の立候補を受け、平成 28 年 3 月までに、東京都及び国内外の民間団体（注）より、恒久的事務局の東京誘致を支持する旨のプレスリリースが公表されている（P168 資料 4－6 参照）。

（注）恒久的事務局の東京誘致を支持するプレスリリースを公表した団体等

東京都、日本経済団体連合会、経済同友会、東京商工会議所、日本取引所グループ、日本公認会計士協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本監査研究学会、国際銀行協会（IBA）、在日米国商工会議所（ACGJ）、欧州ビジネス協会（EBC）、米日経済協議会（USJBC）、日米経済協議会（JUSBC）

3. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み（注）を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- ・ カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- ・ マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- ・ オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）
- ・ ルクセンブルク金融監督委員会（CSSF：the Commission de Surveillance du Secteur Financier）
- ・ 英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）

4. 今後の課題

(1) 各国の監査監督当局との連携強化

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。この中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。このような観点から、IFIAR等の機会を利用しつつ、多国間・二国間レベルで監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うことが重要と考えられる。また、監査監督当局間の情報交換枠組みの構築についても、引き続き交渉を進める必要がある。

(2) 会計・監査制度を巡る国際的動向への対応

会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行うことが重要と考えている。

資料編

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯 46
- 1-2 第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿 48
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況 49

2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続 53
- 2-2 審査及び検査の基本方針
ーより実効性のある監査の実施に向けてー 54
- 2-3 公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 60
- 2-4 外国監査法人等に対する検査監督の考え方 73
- 2-5 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告
徴収・検査に関する基本指針 76
- 2-6 平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本
計画） 89
- 2-7 公認会計士・監査審査会の勧告一覧 100
- 2-8 仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について 101
- 2-9 新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について 103
- 2-10 明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について 105
- 2-11 KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について 107
- 2-12 「監査事務所検査結果事例集」について 109
- 2-13 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上
～大規模監査法人を中心に～ 116

3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要 126
- 3-2 平成27年公認会計士試験合格者調 127
- 3-3 平成27年度の講演会の開催状況 133
- 3-4 平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について 134
- 3-5 平成27年公認会計士試験の合格発表について 137
- 3-6 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「公
認会計士試験事業」に係る契約の締結について 142

4 諸外国の関係機関との協力関係資料

- 4-1 第15回監査監督機関国際フォーラム（台北会合）について 161
- 4-2 第15回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳） 163
- 4-3 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績 165
- 4-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績 166
- 4-5 監査監督機関国際フォーラム・恒久的事務局設立に係る立候補に
ついて 167
- 4-6 恒久的事務局の東京誘致を支援するプレスリリース 168

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(平成25年4月1日～平成28年3月31日)

会長（常勤）	千代田 邦夫	元早稲田大学大学院会計研究科教授
委員（常勤）	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
委員（非常勤）	市川 育義	有限責任監査法人トーマツボードメンバー
委員（同）	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 富士電機(株)社外監査役 第一三共(株)社外監査役 野村アセットマネジメント(株)社外取締役
委員（同）	坂本 道美	(株)三菱東京UFJ銀行常勤監査役
委員（同）	櫻井 久勝	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員（同）	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事
委員（同）	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員（同）	水口 啓子	(株)日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
委員（同）	八木 和則	横河電機(株)参与 (株)横河ブリッジホールディングス社外監査役 JSR(株)社外取締役 TDK(株)社外監査役 応用地質(株)社外取締役

公認会計士・監査審査会の開催状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

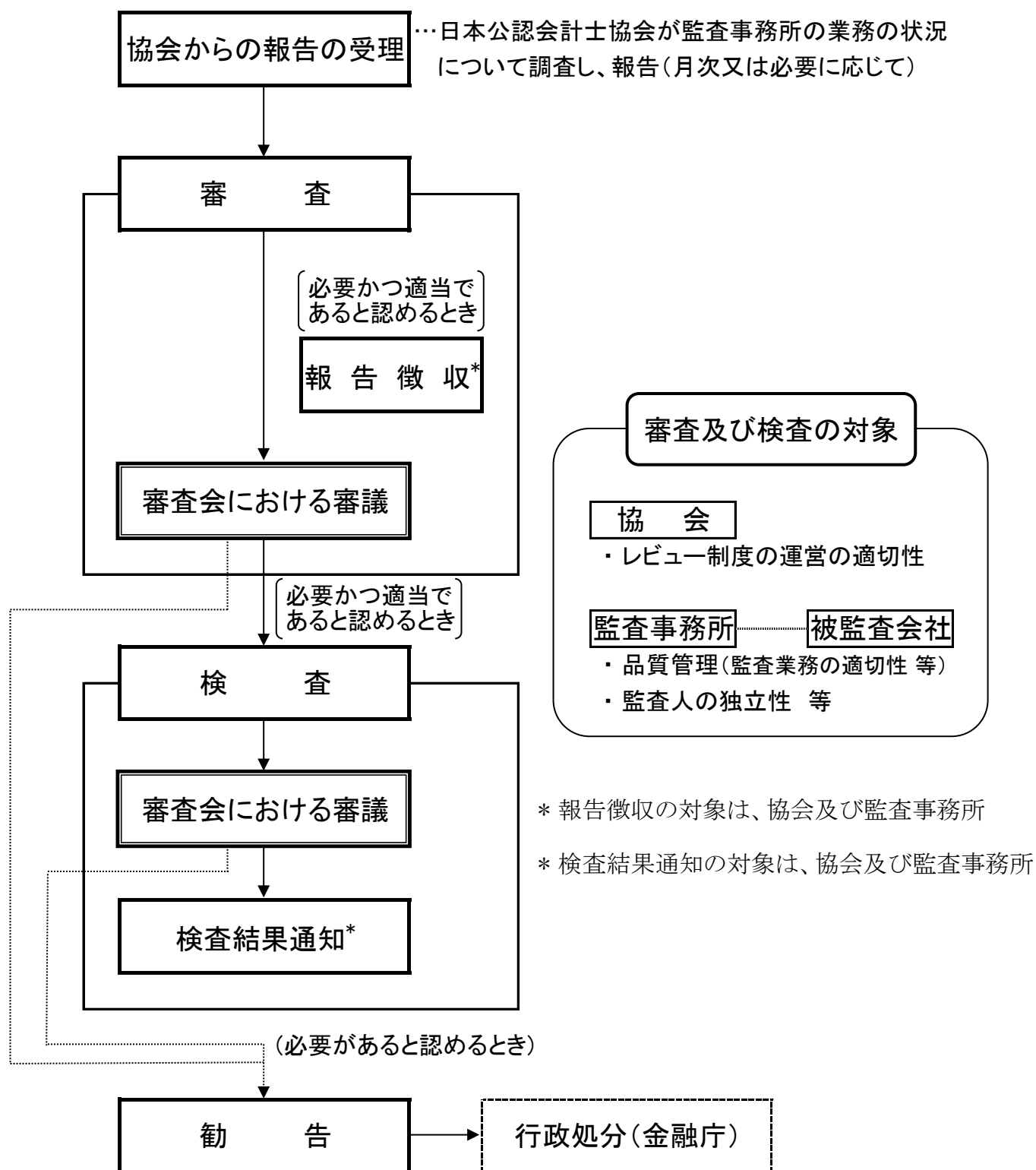
回	開催日	主な議題
263	27. 4. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の免除申請に係る処理状況等について (3) 審査及び検査等について ①「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」について ②審査及び検査について (4) 公認会計士・監査審査会の運営等について
264	27. 4. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査等について (4) 国際関係について
265	27. 5. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について
266	27. 5. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施について (3) 審査及び検査等について (4) 国際関係について
267	27. 6. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格者の決定について ②平成28年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3) 審査及び検査等について
268	27. 6. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の年次報告について (3) 審査及び検査等について ①「監査事務所検査結果事例集」について ②審査及び検査について (4) 懲戒処分に関する事項について
269	27. 7. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の免除申請に係る処理状況等について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
270	27. 7. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について
271	27. 8. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ○品質管理レビューの年次報告等について (3) 公認会計士試験について ①平成27年公認会計士試験論文式試験の実施について ②公認会計士試験の免除申請について
272	27. 9. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 金融行政方針について
273	27. 9. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査について (4) 金融行政方針の説明及び今後の審査会における対応について
274	27. 10. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の免除申請に係る処理状況等について (3) 審査及び検査について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
275	27. 10. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験実施検討小委員会委員の選任について (3) 審査及び検査について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について ①大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について ②過去の審査会検査の実施状況調査について
276	27. 11. 4	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成27年公認会計士試験の合格者等の決定について ②平成28年及び29年公認会計士試験の試験委員等について (3) 審査及び検査について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について

回	開催日	主な議題
277	27. 11. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成29年公認会計士試験実施スケジュールについて (3) 審査及び検査について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
278	27. 12. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について ①過去の審査会検査の実施状況調査に係る中間報告 ②大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
279	27. 12. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
280	27. 12. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分に関する事項について (3) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の免除申請に係る異議申立てについて (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について ①過去の審査会検査の実施状況調査に係る報告 ②大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について (5) 公認会計士・監査審査会運営規程について (6) 審査及び検査について
281	28. 1. 5	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ①平成28年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格者の決定について ②公認会計士試験の免除申請に係る処理状況等について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
282	28. 1. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①審査及び検査について ②日本取引所との意見交換 (3) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について

回	開催日	主な議題
283	28. 2. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成28年公認会計士試験の試験委員等について (3) 審査及び検査について (4) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
284	28. 2. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
285	28. 3. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分に関する事項について (3) 公認会計士試験について (4) 審査及び検査について (5) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について
286	28. 3. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の年次報告について (3) 公認会計士試験について ○平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について (4) 審査及び検査について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の基本方針

ーより実効性のある監査の実施に向けてー

公認会計士・監査審査会
平成 25 年 4 月 26 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）からの公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における公認会計士法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う（公認会計士法第 46 条の 9 の 2、第 46 条の 12 及び第 49 条の 3）。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、外国監査法人等の所属国等の状況を踏まえ、報告又は資料の提出を求め審査を行うとともに、審査の結果、必要があると認めるときは立入検査を行う（公認会計士法第 49 条の 3 の 2）。

審査会は、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示すほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

（注）審査会発足（平成 16 年 4 月）以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、公表した。また、監査事務所において監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、年度ごとにその内容を見直している。

審査会は、当期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月：第 4 期）においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び

検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換の場において紹介するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等における検査関係の積極的な意見交換等を通じ、各国当局と協力・連携関係の構築・充実を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・ 関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・ 協会等と双方向の議論等を行う
- ・ 各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組む

こととする。

審査会は、以上の観点を踏まえ、審査及び検査の基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

1. 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者から報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査

を行うこととする。

(1) 審査の枠組み

- ① 協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告、当該報告に関して徴収した報告・資料に加え、関係先から入手した様々な情報を活用の上、主として次に掲げる観点から審査を行うこととする。

イ．協会による上場会社監査事務所登録制度を含めた監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうか。

ロ．監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

(2) 審査の実施

審査は、以下の考え方にに基づき実施することとする。

① 監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において、監査の有効性が確保されるよう、適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を行う。

なお、審査に当たっては、限られた資源のもと、効率的に実施するために、協会による監査業務の運営の状況の調査における指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ審査を行うこととする。

その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

② 審査における実効性の確保

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報

告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換等により得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

また、検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2. 検査基本方針

審査会は、上記審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。
- ② 協会からの調査結果の報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の当該調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ③ 監査事務所が、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査を受けていないこと、当該調査に協力することを拒否していることにより、協会が当該調査に係る報告を行っていない場合において、監査業務の運営の状況を確認する必要があると認めるときは、監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ④ 上記②及び③の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

- ⑤ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。

(注) 監査事務所においては、協会の規則に基づき、審査会の検査結果通知書の写しを協会に提出し、また、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ⑥ 検査結果については、その内容を分析し、その後の審査・検査に活用するとともに、分析結果から抽出される業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど適切に対応することとする。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとなる。

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査において、重要な品質管理レビュー手続が欠けている、又は実施が不十分である等、当該調査が適切に実施されているかどうか確認する必要があると認める場合等
- ② 協会からの調査結果の報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等
- ③ 被監査会社等において、監査事務所における監査業務の実施状況を確認する必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の内部管理体制を確認する必要があると認める場合等
- ④ 上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

(3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査に対する監査事務所の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、原則全件、検査モニターを実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の監督当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して報告徴収を行っているところである。

今後においても、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

公認会計士・監査審査会の実施する 検査に関する基本指針

**平成 27 年 4 月
公認会計士・監査審査会**

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査証明業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

(注1) 同項第1号の権限 協会が行う監査事務所における監査証明業務の運営の状況の調査結果の報告に関して行われるもの

(注2) 同項第2号の権限 監査事務所が、前述（注1）の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項、検査方法及び基本原則

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所
監査事務所における監査証明業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う監査証明業務に関係のある場所
監査事務所が行う監査証明業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における監査証明業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ & A、並びに一般に認められる会計実務慣行）
- ③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「監査における不正リスク対応基準」等を踏まえた監査事務所の品質管理の状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。

(3) 基本原則

- ① 視点を踏まえた実施

審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。

検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。

- ② 目的の認識

審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするも

のではなく、協会による監査証明業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。

また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査証明業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

③ 効率的な遂行

審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監査機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

また、検査は、監査事務所の監査証明業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。

さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

④ 根本原因の究明

検査の対象先に有効な改善を促すために、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であり、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明を行う必要がある。

⑤ 信用保持

検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る国内外の動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明するものとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施するものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第 46 条の 12 第 3 項及び第 49 条の 3 第 4 項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に対する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行うものとする。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知するものとする。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

（１）予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日

（２）予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行うものとする。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(3) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、被検査事務所等の代表者及び理事等に対してヒアリングを行うものとする。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（６）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

（７）事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

（８）問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

４．検査資料の徴求

（１）既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

（２）資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための

実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとるものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行うものとする。

- ① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認するものとする。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努めるものとする。
- ② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行うものとする。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めることができる。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議するものとする。

ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達するものとする。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行うものとする。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

Ⅲ 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

- a. 日本公認会計士協会品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合
- b. 被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合
 - ・監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、監査事務所の法第2条第1項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適當と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記(1)のほか、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言等として、また検査事務の処理状況について検査対象先及び被監査会社が特定されない形で取りまとめて、公表するものとする。

IV 情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 23 年 3 月 30 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注 3) 法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注 4) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注 5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会**

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係るのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

- ① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

（1）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（2）検査結果及び検査関係情報^{（注）}については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでの「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

Ⅷ 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

- 1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 27 年 4 月 7 日

公認会計士・監査審査会

平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 **(審査・検査基本計画)**

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針¹に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

なお、本基本計画において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外の監査事務所等に係る報告徴収、ヒアリング、関係先等との意見交換・連携等を通じた情報収集などを幅広く指すものとする。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外景気の下振れなどが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数や株式時価総額の大幅増加など明るい兆しは見られるものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は小幅な減少から横ばいといった状況にある。

また、新たな手法によるファイナンスが活発化している一方で、取引所によるエクイティ・ファイナンスのプリンシプルの策定等の見直し等が行われている。

さらに、アジアを中心とした企業の海外進出の加速化や海外取引の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

（会計不正への対応）

こうした中、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告も多くなされるなど会計不正事案が引き続き発生している。

¹ 審査及び検査の基本方針：審査会が実施する審査及び検査について、その視点や目標、審査及び検査における基本的考え方や枠組みを定めたもの。概ね3年ごとに策定。

このような近年の会計不正事案等を踏まえ、平成26年3月期の監査から、監査における不正リスク対応基準が適用されており、国際的な不正対応重視の流れとあいまって、会計不正への適切な対応が求められている。

(コーポレート・ガバナンスにおける役割)

また、改正会社法や平成27年に取りまとめられるコーポレートガバナンス・コードにより監査役等の機能強化が図られるが、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。監査役等との連携は、既に、改訂監査基準等や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）と日本監査役協会の共同研究報告においても求められているが、今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ますます重要になるとともに、ガバナンス面における公認会計士監査に対する期待が高まっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となったり、比較的多くの指摘を受ける傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務所としての登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、昨年度における審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所が前年度に比し大幅に増加している。こうした事案における監査事務所の多くは、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

さらに、平成26年6月12日に金融・資本市場活性化有識者会議が取りまとめた提言及び平成26年6月24日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において、企業の競争力を強化する観点から、監査の質の向上、協会の自主規制機能の強化等に向けた取組みを促進することが提言されている。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所及び

監査監督当局における不備事項の根本原因分析、監査事務所のガバナンス、ビジネスモデルの検討の重要性が指摘されているところである。

こうしたことから、監査の品質を向上させ、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。

以上のような情勢を踏まえ、平成27年度において、以下の監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本年度においては、主に、以下の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

(1) 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所については、近時のモニタリングの結果等を踏まえると、大規模な監査法人²、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人³、中小規模監査事務所の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっていると考えられる。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

① 大規模な監査法人

国内グループ⁴・関係会社等や海外業務提携先との関係も含め、ビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオフサイト・モニタリングを強化するとともに、検査についてはテーマ別検査の徹底など効率的な検査を実施する。また、基準等への準拠性の観点からだけでなくベスト・プラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からのモニタリングを実施する。

② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的の実施するとともに、海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオ

² 大規模な監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人

³ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

⁴ 国内グループ：海外業務提携先との契約により、共通のロゴの使用や基本的な方針の遵守等を約した法人の総称を指す。

フサイト・モニタリングを併用する。

③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点をおくこととする。

(2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、従来より、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、一層の総括的な検証を行う。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、監査事務所のリスクに応じた情報収集・分析体制の高度化を図る。さらに、情報収集・分析結果に基づき、報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査の実施を検討するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化する。また、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等に対する監査の品質の向上に係る政策課題の提案や監査監督上の書簡（EOL⁵）の締結拡充など国際的な連携強化に努めることとする。

(5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリングの実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国

⁵ EOL：Exchange of Letters

際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備えた人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、得られた情報も活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 上場会社監査事務所登録制度における登録審査中の監査事務所を含む新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付き結論となる割合が高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性が発揮されることが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び措置制度の導入並びに品質管理レビューの対象監査事務所

及び対象監査業務の拡大などを内容とする制度見直しが行われたところであり、本取組みの円滑な運用を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、監査事務所に係るモニタリングの結果を踏まえた一層の総括的検証を行う。

(2) 報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、適時に報告徴収を実施する。本年度の報告徴収においては、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。

また、効果的に検証を行う観点から、報告徴収は、対面の方式を基本とする。

なお、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所（特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所）については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

3 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結

果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所等の関係先だけではなく、市場関係者等に対して積極的に発信していく。

以上を基本に、本年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の規模等の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかの検証。

なお、業務の執行の適正を確保するための措置としては、具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向・姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築に講じた措置などが考えられる。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかの検証。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因のみならず、根本的な原因の検証。

本年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおり。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、前年度から導入しているテーマ別検査⁶の実施を徹底する。

このテーマ別検査における共通テーマとしては、前年度に引き続き、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮（不正対応を含む。）
- ・ グループ監査（特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等）
- ・ 審査

を選定する。

また、近時のモニタリングの結果を踏まえ、特に本年度における共通テーマとして、

- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証（特に、従たる事務所の業務運営等）
- ・ 業種別（銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等）の監査業務の適切性の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証
- ・ 海外を含む被監査会社や監査事務所に関する規制対応の状況の検証

を追加選定する。

さらに、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証などにも積極的に取り組むこととする。

また、監査役等とのコミュニケーション、専門家の利用の状況などモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題等については、意見交換等を通じた実態把握を行うことなどにより、効率的・効果的な検査対応を図ることとする。

なお、検査に際しては、基準等への準拠性の観点からだけでなく、当該監査法人のグローバル化に対応した経営管理態勢の構築などベストプラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からの検査の実施に配慮する。

（２）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ

⁶ テーマ別検査：監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手した上で、リスクベース・アプローチを原則としつつ、大規模な監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った効果的かつ効率的な検査

効率的な実施に配慮しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的に検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性の検証状況、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証

などに重点を置くこととする。

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の新規の締結・更新、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み、報酬依存度が高い監査業務に対する対応等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及

び能力等を含めた監査資源についての検証

- ・ 監査役等とのコミュニケーション、ファンド監査の対応状況、監査実施者に対する指導・監督状況、専門家の利用の状況、法令遵守措置等、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証

などに重点を置くこととする。

特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、業務運営や品質管理に関する責任といった点に加え、十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源を有しているか、組織的な監査の実施のための体制整備の状況について、重点をおいて検証することとする。

4 モニタリングの事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監査監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。なお、報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

さらに、一連の確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー結果に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、検査及びオフサイト・モニタリングの一体的な運用を行う。

モニタリングの結果や状況等については、業界横断的な問題等を抽出するよ

うな深度ある分析を行い、検査結果事例集や各種レポートの作成等を行うとともに、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体及び国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や海外業務提携先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。特に、協会は品質管理レビューの担い手であることから、品質管理レビューアーとの意見交換を実施するなど実効的な連携を図ることとする。

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人

仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 6 月 19 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、仁智監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、経営理念・経営方針を定めておらず、法人運営に関する明確な方向性がない中、法人代表者は、他の社員が自分よりも公認会計士としての経験や監査経験が長く、法人の業務運営については、自分がリーダーシップを発揮しなくても、他の社員が適切に業務を遂行するだろうと考えていたことから、法人の業務運営に係る社員間の相互牽制を働かせるための態勢を構築していない。一方、法人代表者を除く社員は、自身の個人事務所の運営等を行う中、法人の業務運営の多くを法人代表者に任せており、法人の業務運営に対する社員としての自覚を有していない。このため、当監査法人においては、社員同士が互いに牽制を行う風土が醸成されておらず、組織的監査を実施できる態勢となっていない。

また、当監査法人の社員は、法人設立以前において、監査法人の品質管理業務や上場会社の監査意見の形成を行った経験が乏しく、さらに、監査法人の品質管理業務や上場会社の監査業務については、これまでの経験で十分に対応できるものと思い込んでいるため、監査の品質及び専門的能力を向上させる姿勢が欠如している。

さらに、法人代表者は、このような状況にあるにもかかわらず、法人設立後の財務基盤を早期に安定させたいと考え、品質管理体制を整備することなく新規の監査契約を受嘱している。

2. 法人代表者は、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うものであるにもかかわらず、自らの職責を自覚しておらず、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築していない。また、当監査法人の社員は、被監査会社の実態に即したリスク評価ができておらず、さらに、業務執行社員は、監査調書の査閲を重要な手続と考えておらず、十分な時間をかけて実施していない。

このため、当監査法人においては、監査契約の新規締結・更新及び監査チームの選任において、被監査会社の監査上のリスクに応じた能力を有する人的資源を確保できているかを十分に考慮しておらず、また、複数の監査業務において監査調書の査閲を実施していないほか、定期的な検証において、監査チームが実施した監査手続の十分性について実効性のある検証を実施していないなど、品質管理のシステムに広範に不備が認められる。

このように、当監査法人においては、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 個別監査業務の実施について、業務執行社員は、監査の基準で要求される水準に関す

る理解・知識が不足し、自身の専門的能力を向上させる姿勢が欠如している状況において、被監査会社との関係維持に重きを置き、被監査会社から提出された資料について批判的な観点からの検討を行っていないなど、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行う意識が希薄である。また、業務執行社員は、前任監査人等の他の者が行った検証結果等に過度に依拠し、自らが入手した監査証拠に基づいて意見表明を行うという意識が欠如しているなど、監査リスクを把握するために被監査会社及びその環境を理解しようとする姿勢も保持していない。

このため、被監査会社が子会社同士の合併に係る会計処理を誤っていることを見落としているほか、継続企業の前提に関する監査手続において被監査会社が作成した資金繰表の実現可能性を検証しておらず、また、内部統制監査において評価対象の統制の実施者が内部統制の評価を実施しているため経営者評価を利用することができない状況にあることを見逃しているなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。

4. 監査業務に係る審査について、審査担当者は、監査の基準で要求される水準に関する理解・知識が不足しているとともに、審査担当者としての役割を理解していないことから、監査チームが作成した監査調書において、自身が疑問に感じた項目を業務執行社員に質問するのみで、重要な項目に係る監査チームの判断に対して、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか客観的な立場から批判的に検討していないなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、監査実施上の重要な問題点を発見できておらず、当監査法人の審査態勢は、著しく不十分である。

5. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、法人代表者及び品質管理担当責任者は、指摘内容及びその改善措置をチェックリストに転記するのみで、指摘内容の趣旨等を法人内に周知していない。また、個別監査業務における改善措置の検証は、チェックリストが埋まっていることを点検するのみで、チェックリストに記載された監査手続が実際には実施されていないことを見逃しているなど、実効性のある改善措置を講じていない。

このため、財務諸表監査における不正、リスク評価及び評価したリスクへの対応において同一の不備が、また、監査証拠に係る監査手続、監査調書の査閲への対応において同様の不備が生じているなど、改善に向けた取組状況は、著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 12 月 15 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人の理事長、品質管理本部長及び事業部長など経営に関与する社員は、過去の審査会検査、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等で、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案や分析の実証手続等の監査手続の不備を繰り返し指摘されてきたことを踏まえ、社員の品質管理に対する意識改革や期中レビューの強化、定期的な検証の実施担当者の選任方法の変更等、改善に向けた取組を強化してきたとしている。

しかしながら、下記 2. にみられるように品質管理本部及び各事業部等においては、原因分析を踏まえた改善策の周知徹底を図っていないことに加え、改善状況の適切性や実効性を検証する態勢を構築していない。そのため、社員及び監査補助者のうちには、監査で果たすべき責任や役割を十分に自覚せず、審査会検査等で指摘された事項を改善できていない者がいる。また、下記 4. にみられるように審査態勢も十分に機能していない。

経営に関与する社員はこうした状況を十分に認識しておらず、審査会検査等の指摘事項に対する改善策を組織全体に徹底できていない。

こうしたことから、下記 3. に記載のとおり、これまでの審査会検査等で繰り返し指摘されたリスク・アプローチに基づく監査計画の立案、会計上の見積りの監査、分析の実証手続等について、今回の審査会検査でも同一又は同様の不備が認められており、当監査法人の改善に向けた取組は有効に機能していないなど、地区事務所も含めた組織全体としての十分な改善ができていない。

2. 当監査法人では、品質管理本部及び各事業部等において、検査結果等に対する原因分析を踏まえた改善策の周知徹底及び浸透を十分に図っていない。

品質管理本部は、定期的な検証及び期中レビューにより、全ての監査の品質を一定水準以上に向上できているかを検証することとしている。しかしながら、これらの手段を組み合わせて用いても、早急に改善を要する監査業務や監査手続への適時な対応となっていないなど、実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していない。また、定期的な検証において、監査手続の不備として指摘すべき事項を監査調書上の形式的な不備として指摘している。そのため、監査チームは指摘の趣旨を理解しておらず、審査会検査等で繰り返し指摘されている分析の実証手続等の不備について、改善対応ができていない。

さらに、品質管理本部は、問題のみられる一部の地区事務所への改善指導を実施しているものの、前回の審査会検査で検証した地区事務所が担当する監査業務において、今回の検査においても重要な監査手続の不備が認められている。

監査での品質改善業務を担っている各事業部等は、品質管理本部の方針を踏まえて監査チームに監査の品質を改善させるための取組を徹底させていない。また、一部の業務執行社員は、深度ある査閲を実施しておらず、監査調書の査閲を通じた監査補助者に対する監督及び指導を十分に行っていない。

このように、当監査法人においては、実効性ある改善を確保するための態勢を構築できていないことから、監査手続の不備の改善が図られない状況が継続しており、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 個別監査業務においては、業務執行社員がリスクの識別、リスク対応手続の策定等にあたり、職業的懐疑心を十分に保持・発揮しておらず、また、実施した監査手続から得られた監査証拠の十分性及び適切性について検討する姿勢が不足している。

このため、識別されたリスクに対応した監査手続が策定されていないなどリスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であり、重要な会計上の見積りの監査における被監査会社が用いた仮定及び判断について遡及的に検討をしていないほか、被監査会社の行った見積り方法の変更や事業計画の合理性について批判的に検討しておらず、分析の実証手続の不備が改善されていないなど、これまでの審査会検査等で繰り返し指摘されてきた監査手続の重要な不備が依然として認められる。加えて、重要な勘定において多額の異常値を把握しているにもかかわらず、監査の基準で求められている実証手続が未実施であり、また、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続として実施した仕訳テストにおいて抽出した仕訳の妥当性が未検討であるなど、リスクの高い項目に係る監査手続に重要な不備が認められる。

4. 監査業務に係る審査においては、審査担当社員が、監査チームから提出された審査資料に基づき審査を実施するのみで、監査チームが行った重要な判断を客観的に評価していない。また、監査チームが不正リスクを識別している工事進行基準に係る収益認識について、監査調書を確認せず、監査チームが経営者の偏向が存在する可能性を検討していないことを見落としているなど、今回の審査会検査で認められた監査実施上の問題点を発見・抑制できていない。

このように、当監査法人の審査態勢は、監査チームが行った監査上の重要な判断を客観的に評価できておらず十分に機能していない。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2462、2463)

明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 1 月 12 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、明誠有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人は、誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出す旨の経営理念を掲げ、赤字が継続している会社や継続企業の前提に疑義が生じている会社など、監査リスクの高い監査業務の受嘱を続けている。また、当監査法人の統括代表社員を含む全社員は、当監査法人は監査リスクの高い被監査会社に対応できる監査の品質を維持していると考えている。
しかしながら、当監査法人は、検査基準日において、公認会計士法が規定する業務管理体制の社員要件を満たしていないほか、監査を実施するための人的資源を十分に確保していないなど、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築できていない。
2. 品質管理責任者である統括代表社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築していない。また、各社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢がないことを認識していない。
このため、当監査法人は、監査リスクが高い監査業務を新規で受嘱し続けているにもかかわらず、業務執行社員は、入手した監査証拠の十分性及び適切性の観点で踏まえた深度ある査閲を実施しておらず、監査調書の査閲を通じて、監査補助者に対して、監督及び指導を十分に行っていないなど、監査業務における品質管理において広範に不備が認められる。
このように、当監査法人においては、品質管理態勢は著しく不十分である。
3. 当監査法人は、検査基準日現在において、社員の半数が公認会計士資格取得後 3 年未満の者であり、現場での監査を担う監査補助者についても極めて脆弱な体制であるため、監査リスクの高い被監査会社の監査を実施するための監査チームを適切に組成できていない。
このため、個別監査業務において、監査チームは、被監査会社において前年度から継続して付されている継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記について、重要な不確実性の有無を判断するための検討を行っておらず、また、関連当事者から株式を取得し、当該取得した株式の金額的重要性が高いにもかかわらず、取引価格やのれんの償却期間の妥当性について検討していないなど、監査の品質の水準を確保するために必要な手続を行うことなく監査を完了させており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。
4. 当監査法人においては、個々の審査に十分な時間を確保できていないなど、監査リス

クの高い被監査会社に対応できる審査の体制を構築できていない。このようなことから、審査担当社員は、監査チームが十分な監査手続を実施していないことに気付かないまま審査を終了するなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、審査担当者は、今回の審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できていないなど、当監査法人の審査体制は、著しく不十分である。

5. 前回の審査会検査での指摘事項について、当監査法人は、指摘事項の改善策を周知し、定期的な検証を通じて改善状況を確認しているものの、定期的な検証の対象とならなかった業務については、改善状況の検証を実施していない。

また、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等での指摘事項についても、同様に定期的な検証の対象とならなかった業務については改善状況の検証を実施していない。その他にも、指摘事項の一部については、改善すべき事項はないと判断し、改善策を講じていない。

このため、個別監査業務において、継続企業的前提、会計上の見積りの監査、不正リスクへの対応等について、今回の審査会検査でも同様の不備が検出されており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、KDA監査法人（法人番号 7010005003932、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、品質管理責任者である総括代表社員が、組織的監査を実施するために必要な実効性ある品質管理のシステムを構築していないことから、監査契約の新規締結及び更新、監査実施者の教育・訓練及び選任、監査業務に係る審査、定期的な検証など品質管理全般に多くの不備が認められている。

また、監査業務の実施において、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案や会計上の見積りの監査等について、重要な手続に多くの不備が認められている。

さらに、監査リスクの高い複数の上場会社の監査を実施している状況において、業務執行社員は、監査調書の深度ある査閲をしておらず、監査現場での監査補助者への指導も十分に行っていないことから、監査調書の作成において、結論だけが記載されているもの又は資料を綴じ込んだだけのものが多数みられるにもかかわらず、これを看過している。このように、当監査法人の品質管理態勢は極めて不十分である。

2. 当監査法人の業務執行社員は、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を行っているにもかかわらず、被監査会社の主張を批判的に評価していないなど、職業的懐疑心を十分に保持・発揮していない。また、現行の監査の基準で要求される水準を十分に理解していない。

このため、被監査会社において、重要な営業損失、マイナスの営業キャッシュ・フロー、主要な得意先の喪失等、監査の基準に例示されている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が複数存在することを監査チームは認識しているにもかかわらず、当該事象又は状況は識別していないとする経営者の主張の妥当性を検討していない。

また、全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があると経営者が評価していることを認識しているにもかかわらず、監査手続の見直し等を検討していない。

さらに、不動産取引において買い手が当該不動産の売戻し権を保有するなど通例でない重要な取引について、当該取引の事業上の合理性を十分に検討していないなど、複数の監査業務において重要な監査手続を行うことなく監査を終了させており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範かつ多数認められている。

3. 監査業務に係る審査について、審査担当者は、監査チームが監査上の判断や監査意見の形成を十分かつ適切な監査証拠に基づいて実施しているかを批判的に検討せずに、監

査チームの実施した監査手続及びその結果や判断を容認している。

このため、審査担当者は、上記 2. で記載した重要な監査手続に関して、審査資料に監査上の重要事項等として記載されているにもかかわらず、審査で重要な不備を指摘していないほか、今回の審査会検査で認められた監査実施上の多くの問題点を発見・抑制できておらず、当監査法人の審査態勢は、極めて不十分である。

4. 品質管理責任者である総括代表社員は、前回の審査会検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューでの指摘を踏まえ改善措置を行ったとしているが、指摘の趣旨を十分に理解せずに、研修による周知や、改善事項チェックリストによる点検等の指示を行っているなど形式的な対応にとどまっており、実効性ある改善措置がとられていない。

また、定期的な検証を行う担当者は、監査チームの判断を批判的に検討していないことから、多数の監査調書の不備や、継続企業の前提に係る検討において、監査チームが被監査会社の事業計画を検証していないといった重要な不備を指摘できていない。

このように、当監査法人の改善に向けた取組は実効性がなく、極めて不十分である。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

「監査事務所検査結果事例集」について

1. はじめに

審査会は、我が国における監査の品質の維持・向上、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施し、監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っており、検査における主な指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年度、公表してきた。

平成 27 年 7 月 21 日公表の事例集においては、これまでの品質管理編と個別監査業務編に加えて、「根本原因の究明」を新設し、それぞれ以下の記載を行っている。

- ・「根本原因の究明」では、根本的な原因の検証の重要性について記載するとともに、根本的な原因はどのようなものかが理解できるよう、これまでの審査会検査において確認された根本的な原因について類型化し、事例を紹介している。
- ・品質管理編では、品質管理に関する項目ごとに、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」（「評価できる取組」、「指摘事例の概要」及び「指摘事例の原因分析」）、監査事務所に「求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。特に、「指摘事例の原因分析」では、「業務管理体制」から「共同監査」までの各項目において、該当する不備を生じさせた直接的な発生原因についての分析結果を記載している。
- ・個別監査業務編では、監査基準委員会報告書の体系に準じた項目を立てるとともに、特に不備が集中して見られる会計上の見積りの監査、業種別の監査業務として重点を置いている金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統制の監査については、別項目を立てている。その上で、各項目において、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」、監査事務所に「求められる対応」を記載したほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、指摘事例に共通する不備の改善に資するよう監査手続を実施する際の「留意点」を付記している。

審査会としては、事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、各監査事務所において、自らの監査事務所における個別監査業務を含む品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

なお、本稿においては、事例集の「根本原因の究明」及び「品質管理編」を一部要約して記載しているが、具体的な事例等を含む全文については、審査会ウェブサイト

(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20150721/01.pdf>)
を参照されたい。

2. 根本原因の究明

検査等で発見された不備は、一部の不備が表面化したものに過ぎず、発見された不備と根本的な原因を同じくする未発見の不備が監査事務所内に存在する可能性が高いことや、また、不備発生の直接的な原因のみを考慮して講じる個々の改善策について、その効果を打ち消すような根本的な原因の存在も考えられることから、根本的な原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまった場合には、監査事務所全体としての品質管理のシステムの改善が実効性のないもの又は不十分なものとなり、本質的な改善にはつながらず、監査事務所における監査の品質の向上が図られなくなる。

これまでの審査会検査において確認された不備の根本的な原因としては、大別して、

- (1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の動機付けの方針を含む）又はビジネスモデル
- (2) 最高経営責任者等による品質管理に対する取組
- (3) 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制等

に係る問題点が挙げられる。このほかにも、根本的な原因として、法人の経営状況、法人の職階別人員構成、法人の品質管理の風土等に係る問題点が挙げられる。

監査事務所においては、不備の根本的な原因の究明の重要性を認識するとともに、品質管理レビューや定期的な検証等の結果、発見された不備事項については、その改善を図るのみならず、以下の事例を参考にしつつ、根本的な発生原因を究明し、本質的な対応を図ることにより、品質管理のシステムの向上に取り組む必要がある。

(1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の動機付けの方針を含む）又はビジネスモデルに関連する事例

- ・最高経営責任者が、営業面での成果を社員評価及び報酬に反映させる一方、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況については社員評価に反映させていないなど、監査の品質管理よりも業務の拡大を重視する姿勢を有している。
- ・社員報酬をそれぞれの担当する監査チームの損益を基礎として決定しているなど、各社員が個人事務所としての意識が強く、品質管理の改善や問題解決については、各監査チームが監査チーム内で対応し、他の監査チームの社員が口を出しづらい風土が醸成されている。
- ・全ての社員が兼業を行っており、最高経営責任者以外は、法人の品質管理業務にほとんど関与しておらず、監査法人としての組織的監査を実施する態勢を構築できる状況になく、また、最高経営責任者がガバナンスを効かせにくい環境にある。
- ・各社員は、被監査会社と良好な関係を保ってさえいれば、安定した監査収入が得られると考えていることから、被監査会社との関係維持に意識が向いており、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという意識が希薄である。

(2) 最高経営責任者等による品質管理に対する取組に関連する事例

- ・最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、当監査事務所に参加するまで、事務所の業務運営に関与した経験や上場会社の監査責任者又はこれと同等の立場で監査業務に従

事した経験がない状況において、自らの知識を向上させる姿勢が不十分であることから、監査の基準で要求される水準に関する理解が不足している。

- ・最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、実務指針等において求められている品質管理のシステムの水準を理解しておらず、監査事務所として、品質管理のシステムの向上のための取組を十分に行っているものと誤認している。
- ・最高経営責任者等の監査事務所の経営に関与する社員が、監査事務所における監査の品質について特段の危機感を有しておらず、監査事務所が実施する全監査業務における監査の品質を一定水準以上に早急に向上させるための措置を策定・実施できていない。
- ・最高経営責任者は、品質管理のシステムに関する最終責任者であるにもかかわらず、監査法人として一体的に監査の品質を向上させ、組織的監査を実施する態勢を構築しておらず、また、品質管理担当責任者も、品質管理のシステムを整備し、運用しなければならないにもかかわらず、その重要性を認識していない。
- ・最高経営責任者等が、監査の現場を任せられる監査経験が豊富な公認会計士の割合が低くなっている状況を認識していながら、適切な能力を有する監査実施者を確保するために必要な措置について十分に検討していない。
- ・最高経営責任者は、個人事務所経営時より長期に渡り被監査会社に関与していたことや、当監査法人において新規受嘱した被監査会社について自らがリスク評価を行っていることから、被監査会社の監査リスクを把握できていると過信している。

（３）各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制等に関連する事例

- ・経験年数の短い公認会計士・試験合格者の割合が経験年数の長い公認会計士に比して高くなっている状況において、各社員は、監査事務所全体の品質管理については、最高経営責任者や品質管理担当責任者に任せておけばよいと考えており、監査事務所全体における監査の品質を維持・向上するために社員として果たすべき職責・役割について自覚していない。
- ・最高経営責任者以外の各社員は、当監査法人が最高経営責任者の個人事務所を母体に設立され、主要な被監査会社の受嘱については最高経営責任者が中心的な役割を果たしてきたことから、当監査法人は最高経営責任者の個人事務所という意識が強く、法人運営の多くを最高経営責任者に依存している。
- ・社員間で、他の社員が監査責任者となっている監査の品質について、社員としての対等の立場で批判的に監視・検証する意識が保持されていない。
- ・品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う者を社員会としていることから、各社員が社員会の構成員としての自覚と責任を持って法人の品質管理のシステムの整備及び運用を行う必要があるにもかかわらず、最高経営責任者を含む個々の社員は、法人の運営に関する責任を自覚しておらず、社員会を有効に機能させていない。

3. 品質管理編

(1) 業務管理体制

ア 品質管理のシステム

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、最高経営責任者に品質管理業務が過度に集中している監査事務所、協会のひな型をそのまま用いて、形式的な対応を行うのみで、品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所、また、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理の実効性を確かめていない等品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、最高経営責任者の統率力を含めた監査事務所のガバナンスの不足、最高経営責任者や品質管理担当責任者の経験不足、最高経営責任者の品質管理を軽視する姿勢や危機感の不足等が考えられる。

イ 業務改善への取組

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、品質管理レビューの指摘の趣旨を踏まえた上での不備の根本的な発生原因の究明を行っていないこと、また、監査事務所において監査業務全体を対象として業務改善を図るという姿勢が欠けていることなどが考えられる。

ウ 内部規程の整備、周知及び運用

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、独立性や被監査業務の提供等に関する内部規程の整備、非常勤の監査実施者への内部規程の周知及び社員会に関する規程運用に関する不備事例が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、規程の基になる法令諸基準の理解が不十分であること、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、「監査の品質管理規程」のひな型をそのまま内部規程として採用していることなどが挙げられる。

エ 法令諸基準の遵守

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、社員の競業禁止の遵守のための規程の不備のほか、業務管理のための社員の要件の充足や定款変更の届出等に関する法令違反事例が見られ

る。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準を十分に理解していないことや法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないことなどが挙げられる。

オ 情報管理

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、監査事務所の情報セキュリティに関する内部規程で定められている情報漏えい防止措置を適切に実施していないといった不備、情報セキュリティに関する内部規程を非常勤の監査実施者に配布していないといった不備、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合の取り扱いルールを定めていないといった不備事例等が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしていることや、情報管理に係る責任者等が、監査事務所の情報機器の使用実態に応じた規程の整備を行っていないことなどが挙げられる。

カ インサイダー取引防止

(指摘事例の概要)

中小規模監査事務所を中心に、「インサイダー取引防止規程」のひな型を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程の運用の不備が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していないことなどが挙げられる。

(2) 契約の新規の締結及び更新

ア 監査受嘱に伴うリスクの評価

(指摘事例の概要)

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であるにもかかわらず、中小規模監査事務所を中心に、監査契約の新規の締結や更新に際して、監査責任者（予定者）が入手した被監査会社の情報等が新規受嘱及び更新の承認権者（社員会等）間で共有されておらず、深度あるリスク評価が行われていないなどの不備事例が見られる。

(指摘事例の原因分析)

指摘事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決を適時かつ適切に実

施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させている。

- ・監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する的確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく監査受嘱リスクの識別・評価を適切に実施できていない。
- ・社員間で新規受嘱の可否について議論する際、前任監査人から入手した情報等を基に、監査事務所としてのリスク評価を行うことの重要性を理解せず、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について批判的な見地から検討することに消極的な姿勢がある。

イ 監査業務の引継

（指摘事例の概要）

中小規模監査事務所を中心に、前任監査人に対する質問が適切に実施されていないといった不備事例が見られる。

（指摘事例の原因分析）

指摘事例の発生原因としては、監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決、あるいは、監査事務所における手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させていることが挙げられる。

（３）監査業務に係る審査

（指摘事例の概要）

監査上の重要な事項に係る監査手続の適切性・十分性や判断過程について、審査担当者が批判的な観点から審査を実施しておらず、個別監査業務における重要な監査手続上の不備を発見・防止できていないなど審査の実効性が確保されていないといった不備事例が多数見られており、審査態勢の充実・強化が重要な課題となっている状況が引き続き認められる。また、監査リスクに応じた能力等を有する審査担当者が選任されていない不備事例も見られる。

（指摘事例の原因分析）

指摘事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・監査業務のリスクに対応した十分な知識や経験と能力を有し、審査に十分な時間をかけられる者が審査担当者として選任されていない。
- ・審査を行うために十分な知識・経験を有する社員等が不足している状況において、審査担当者としての適格性を有する者を確保・育成するための措置を実施していない。
- ・審査担当者が、日常的な監査チームとのコミュニケーションを通じて、監査チームが実施した監査手続が十分かつ適切であると思い込んでいるなど、監査チームが行った重要な判断や監査手続の十分性及び適切性について、客観的に評価する意識が不足している。
- ・少数の社員により事務所の業務運営が行われている状況において、審査担当社員が、自己の監査業務を優先し、審査のために十分な時間をかけていない。

- ・監査チームが被監査会社の状況や重要な検討事項の内容を審査担当者（外部委託のケースを含む。）に書面等により適切に伝えておらず、監査チームと審査担当者間でリスク認識等が共有されていない。
- ・監査チームは監査実施者が行った監査手続の十分性及び適切性について、審査担当者による客観的な評価を得る必要があることを認識していない。

（４）監査役等との連携

ア 会計監査人と監査役等との連携

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に徐々に浸透しつつあり、連携の深度に差こそあれ、定期的なコミュニケーションが図られている状況が認められる。

しかしながら、品質管理レビューを受けた監査事務所から監査役等に対する当該レビューに関する通知内容を検証してみると、品質管理レビューにおいて改善勧告事項を伝達されながら、限定事項が付されていないことを理由に、「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」との結論のみを、書面ではなく、口頭で通知している事例が数多く見られる。

また、監査事務所の中には、監査役から質問を特段受けていないことから、実施された品質管理レビューについて、実施の事実のみを通知し、レビューの結果について通知を行っていない監査事務所が見られる。

なお、平成 27 年 5 月に改正された監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」においては、監査の実施に当たり特に重要な事項に係るコミュニケーションの充実が図られるとともに、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況に係る説明の一環として、品質管理レビューや審査会検査等の結果に係る監査役等への伝達内容及び伝達方法が具体的に明示されるなど、監査役等とのコミュニケーションを行う事項が具体化されていることに留意する必要がある。

イ 不正・違法行為発見時の対応

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組事例として、金融商品取引法において法令違反等事実発見への対応に係る規定が導入された際、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている事例が挙げられる。

また、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金融商品取引法第 193 条の 3 に基づく通知を被監査会社に対して行った結果、当該通知を受けた被監査会社において、四半期報告書の訂正を行うとともに、適切な開示の実施に向けた体制強化が図られるに至った事例が挙げられる。

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上 ～大規模監査法人を中心に～

1. 経緯

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針等に基づき、監査事務所等に係るモニタリングを実施してきた。一方で、企業活動の複雑化・国際化の一層の進展など被監査会社を取り巻く環境が大きく変化しており、また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの導入など経営者等の役割・責務の明確化も図られている。このような中で、上場大企業において不正会計事案が発生するなど、改めて会計監査の信頼性確保のための取組みが求められている。

このため、審査会は、特に上場大企業の多くを監査する大規模監査法人（以下、「大手監査法人」という。）を中心に、監査事務所等のリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることを目的とし、これまでの検査内容及び手法等について検討を行い、今般、その結果を取りまとめた。

2. 大手監査法人に対する検査の重要性

（1）定義

審査会においては、監査事務所等をその規模に応じて下記のとおり分類している。

定義

○ 大規模な監査法人（大手監査法人）

上場会社を概ね 100 社以上監査し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上の監査法人

【新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、有限責任あずさ監査法人、PwC あらた監査法人の 4 法人】

○ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人（準大手監査法人）

大手監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

【太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、京都監査法人、三優監査法人、仰星監査法人、優成監査法人の 6 法人】

○ 中小規模監査事務所

中小監査法人（大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人）並びに共同事務所及び個人事務所

(2) 監査の状況

大手監査法人は、平成27年4月末時点で、全上場会社の73%を監査している。また、特に大規模な会社ほど大手監査法人が監査を行うことが多いため、大手監査法人の上場被監査会社の時価総額は、上場時価総額全体の92%を占めている(図表1)。

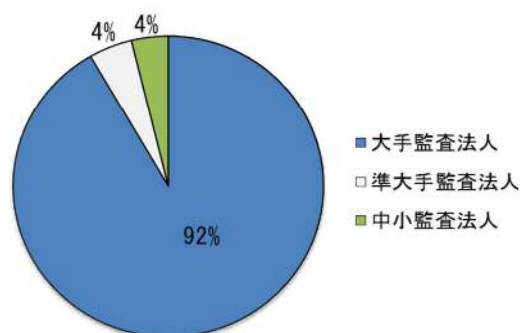
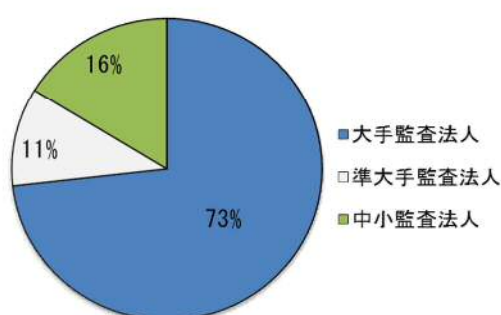
(図表1) 上場会社に対する監査の状況(平成27年4月末)

ア. 上場被監査会社数(単位: 社)

全監査法人	3,577
大手監査法人	2,618
準大手監査法人	378
中小監査法人	581

イ. 上場被監査会社の時価総額(単位: 百万円)

全監査法人	598,320,718
大手監査法人	548,343,525
準大手監査法人	27,124,388
中小監査法人	22,852,805



(注1) 監査法人数は全体で219法人。

(注2) Quick、有価証券報告書ほかより集計。

(3) 検査の状況

① 審査会検査は、日本公認会計士協会(以下、「協会」という。)の行う品質管理レビューに対応して行われているところであるが、平成23~26事務年度における監査法人の規模別の検査実施状況は以下のとおりである(図表2)。

ア. 検査頻度

- 大手監査法人・・・定期的実施(2年に1度)
- 準大手監査法人・・・定期的実施(平成26年度より2年又は3年に1度)
- 中小規模監査事務所・・・必要に応じて(最短で3年に1度)

イ. 検査体制(人数)・検査期間・個別監査業務選定数 (図表2)

	(単位: 件・人・日・社)				
	全体	大手	準大手	中小(勧告なし)	中小(勧告あり)
検査件数	44	8	4	23	9
平均検査官数	6.2	10.1	7.8	5.1	4.8
平均検査期間	117.7	149.3	93.0	97.7	151.8
平均個別監査業務選定数	4.1	9.1	5.3	2.5	3.2

(注) 検査は、検査実施日(予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日)より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

- ② 大手監査法人に対しては、準大手監査法人以下に比べ、多くの検査官・検査日数を充てている。一方で、大手監査法人の場合 1 法人当たりの被監査会社数も格段に多いため、検査対象として選定されるものはそのうちのごく一部にすぎない(図表 3、4)。

(図表 3) 監査法人の 1 法人当たり被監査会社数 (金商法)

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	751.8	67.2	3.8	19.3
25年3月期	756.3	64.7	3.9	19.8
24年3月期	774.8	64.7	3.9	20.1

(図表 4) 監査法人の 1 法人当たり被監査会社数 (会社法)

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	1054.0	48.7	3.2	23.9
25年3月期	1066.3	46.0	3.4	24.6
24年3月期	1058.8	48.5	3.5	24.6

監査法人業務報告書を基に作成

(注 1) 全監査法人が行った被監査会社数の内訳である(個人は除く)。

(注 2) (図表 3) の金商法は、金商法監査+会社法監査、金商法監査単独の合計、(図表 4) は会社法監査単独の被監査会社数である。

- ③ 大手監査法人の検査にあたっては、監査法人による品質管理が一定程度有効に機能しているとの認識のもと、大手監査法人に共通のテーマを選定するとともに、リスクの高い領域に検証範囲を絞った検査を実施することとしている。

大手監査法人に対する検査方針 (平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 (抄))

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、前年度から導入しているテーマ別検査の実施を徹底する。

このテーマ別検査における共通テーマとしては、前年度に引き続き、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮 (不正対応を含む。)
- ・ グループ監査 (特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等)
- ・ 審査

を選定する。

(以下、略)

3. 大手監査法人を中心とした検査に対する問題認識

(1) 機動性

監査事務所等の品質管理や実施する個別監査業務において、重大な問題が判明又は疑われる場合には、監査事務所等モニタリング基本計画（以下、「モニタリング基本計画」という。）による検査頻度にとらわれず、機動的に検査を実施する必要があるのではないかと。

(2) フォローアップ

モニタリング基本計画において、検査結果のフォローアップは、検査結果通知後一定期間を経過した監査事務所に対して、必要に応じ、報告徴収により実施することとしている。ただし、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、検査後に報告徴収を行わず、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施している。

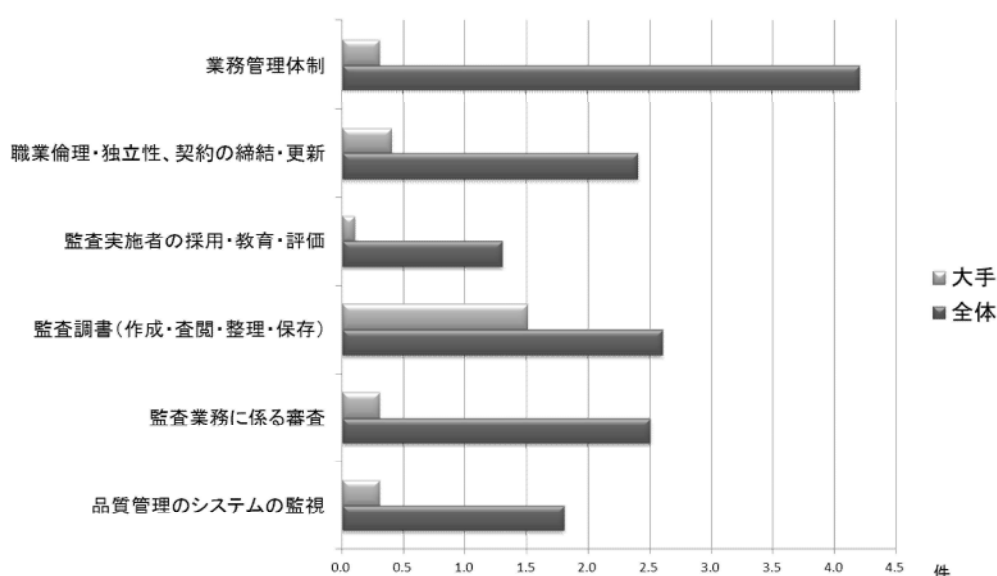
今般の新日本有限責任監査法人に対する検査においては、同一・同様の不備が繰り返されていたことが認められており、検査指摘事項の改善状況についてのフォローアップを強化する必要があるのではないかと。

(3) 検査手法

モニタリング基本計画では、大手監査法人の「品質管理については一定程度有効に機能している」との認識を前提とした検査対応となっている。

確かに過去の大手監査法人に対する検査において、品質管理体制についての1監査法人あたりの不備指摘数は、全体に比して少ない(図表5)。しかし、個別監査業務についての不備指摘数をみると、大手監査法人においても、多く検出されている状況にある(図表6)。

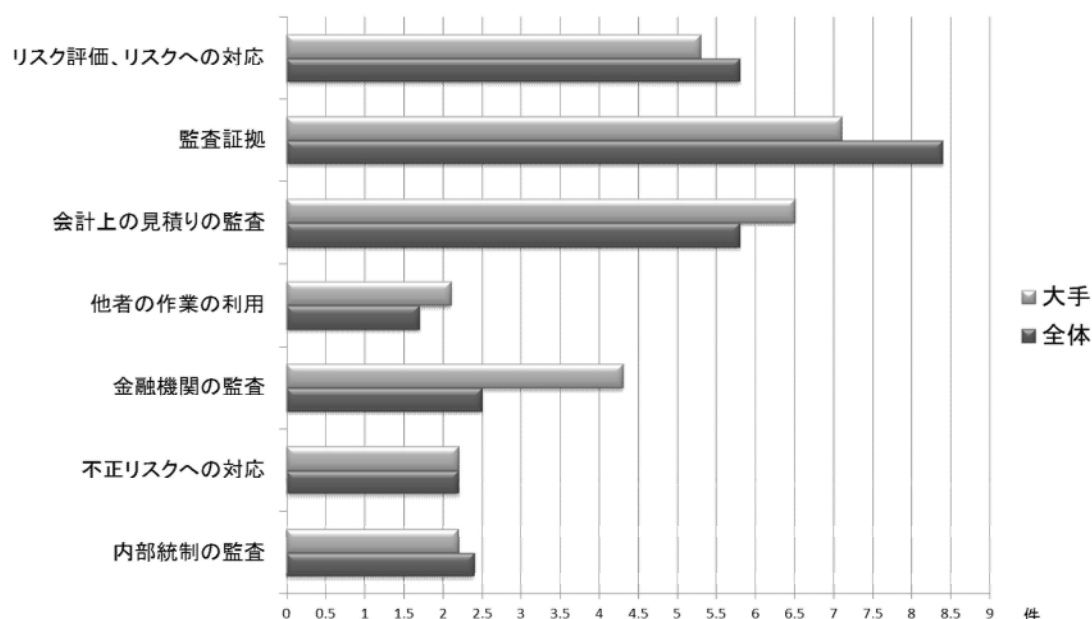
(図表5) 検査における不備指摘数(品質管理体制)



(注1) 件数は、1監査法人あたりの不備指摘数

(注2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

(図表 6) 検査における不備指摘数(個別監査業務)



(注 1) 件数は、1 監査法人あたりの不備指摘数

(注 2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

このような状況をみると、大手監査法人の場合、品質管理体制の形式（組織・手続）は整備されているものの、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えざるを得ず、審査会検査において、大手監査法人の組織運営上の問題などの真の原因に迫ることができていないのではないか。

こうしたことから、個別監査業務における個々の不備にとどまらず品質管理の有効性について、組織運営上の問題により迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善を検討する必要があるのではないか。

(4) 検査結果等の提供

平成 26 年会社法改正にともない、会計監査人の選任に関する議案の決定が、監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会）の権限とされた。これを踏まえ、審査会では、検査結果について、被監査会社のみならず新規の監査契約を検討している等の潜在的な被監査会社に対しても開示をすることを可能とした。監査役等が会計監査人を選任するにあたり、検査結果を有効に活用できるよう検査結果通知の記述の仕方やその他の情報提供について一層工夫する必要があるのではないか。

(参考) 新日本有限責任監査法人に対する過去の検査に係る調査結果報告

審査会においては、昨年 10 月に公認会計士・監査審査会検査実施状況調査会議を設置し、新日本有限責任監査法人に対して実施した前々回検査（平成 23 事務年度）及び前回検査（平成 25 事務年度）について、事実関係の整理やその適切性の仮評価等のために調査を行い、同年 12 月に調査結果報告を取りまとめた。

調査結果報告の概要は、添付資料参照。

4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

(1) 検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2ないし3年に1度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成28年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

(2) 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成28事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成28事務年度検査から実施】

(3) 協会との適切な役割分担等

- ① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検

査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

- ② 審査会検査官と協会の品質管理レビューアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビューアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

(4) 検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

- ① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

- ② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

- ③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

(5) 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確

に伝達するため、以下のような取組みを行う。

- ① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。
 - ・ 検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
 - ・ 検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

- ② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)

審査会検査実施状況調査会議 調査結果報告について

1 調査事項等

公認会計士・監査審査会検査実施状況調査会義（以下「本調査会議」という。）は、以下の事項について調査をし、平成 27 年 12 月 22 日に審査会に報告。

- (1) 審査会が、新日本有限責任監査法人（以下「新日本監査法人」という。）に対して平成 23 事務年度に実施した前々回検査（以下「H23 検査」という。）及び平成 25 事務年度に実施した前回検査（以下「H25 検査」という。）について、その適切性や改善すべきポイントを審査会において議論するための基礎となる事実関係の整理
- (2) 上記(1)を踏まえた H23 検査及び H25 検査の適切性に関する仮評価と仮の提言

2 本調査会議メンバー及び調査内容

本調査会議は、審査会非常勤委員と弁護士の合計 4 名に加え補助者 2 名によって構成され、H23 検査及び H25 検査における個別監査業務、検証領域の選定、検査手法、検査結果等及び検査後の改善状況の確認・検証（フォローアップ）について、関係資料の閲覧及び職員のヒアリングにより調査を実施。

また、新日本監査法人に対する平成 27 事務年度に実施された検査についても、H23 検査及び H25 検査における検査結果との比較の観点から内容を確認。

3 適切性に関する仮評価

適切性に関する仮評価は以下のとおり。

- ・ H23 検査及び H25 検査における個別監査業務及び検証領域の選定並びに東芝に対する個別監査業務の検査については、合理的であって特段の瑕疵は認められない。また、H23 検査及び H25 検査において勧告を行わなかった判断は不合理とはいえない。
- ・ リスクベースの考え方の導入や根本原因を究明する検査の定着など検査手法は年々進歩しているものの、一方、品質管理体制については、その運用面について、より一層厳密に検査し、改善状況を評価し続ける必要がある。また、検査結果通知の記載方法・伝達方法についても見直しの余地がある。

- ・ 検査後の改善状況の確認・検証（フォローアップ）については、時期・方法に関して見直しを検討する必要がある。

4 仮評価を踏まえた仮の提言

上記3の仮評価を踏まえ、今後の審査会の検査の実効性向上策として、例えば、以下の方策を講じることが考えられる。

(1) 検査手法等について

- ・ 品質管理部長や業務執行社員のみならず、事業部長やその他の職員に対するヒアリングを行う。
- ・ 監査事務所と監査役等との連携状況や、監査役等に対する審査会の検査結果通知書の内容や対応状況等の伝達の適切性等についての確認・検証の高度化を図る。

(2) 検査結果通知について

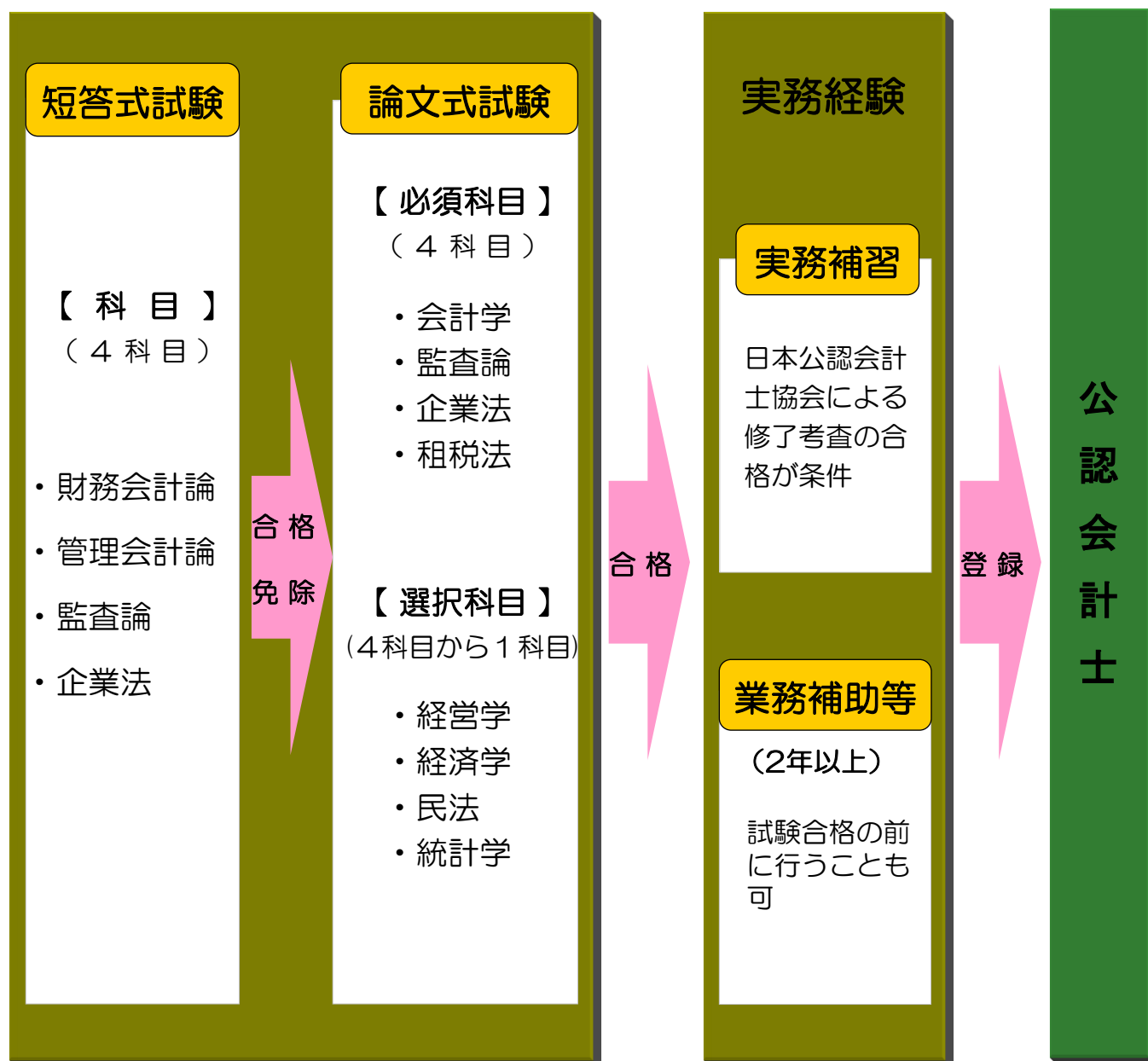
- ・ 危機意識を持たせるような方法を検討することも有益。
- ・ 不備の指摘事項について要約などの手法を用いて検査先に理解し易くすることや、前回の指摘事項からの改善状況を明確に把握することができるよう記載方法等に工夫を施す。
- ・ 審査会が考える改善策を例示するという取組みは有益であると思われるので、記載事項について見直しの要否を検討した上で、引き続き、この取組みを行っていくことも検討。

(3) 改善状況の確認・検証（フォローアップ）について

大規模監査法人に対し、実効性のあるフォローアップの手法として、運用面の確認を検討することが有効。例えば、検査において重要な不備事項が指摘された場合は、その翌年に、簡易な立入検査を実施する方法も検討の余地があるが、検査官の負担を相当重くするので、これを実施するためには検査官の増員が必要であろうし、また検査項目を不備事項の改善の検証に止め、正式な報告書の作成を不要とするなどの省力化が必要。

以 上

公認会計士試験制度の概要



平成 27 年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18 年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19 年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20 年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21 年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22 年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23 年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24 年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25 年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26 年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27 年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
合計	185,112	56,322	21,233	11.5	37.7

(注1) 平成 27 年合格者中
最高年齢67歳、最低年齢19歳、女性207人

(注2) 表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。

(注3) 平成27年の願書提出者は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が7,207人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が7,637人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 7 年	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8 年	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9 年	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10 年	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11 年	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12 年	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13 年	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14 年	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15 年	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16 年	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17 年	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

(注1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注2) 昭和24年から平成17年までの累計
願書提出者(A)：321,580人、合格者(C)：24,430人、合格率(C)／(A)：7.6%

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論文式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	127	23	11	8.7	47.8	1.0
20歳以上25歳未満	3,010	837	445	14.8	53.2	42.3
25歳以上30歳未満	2,560	895	308	12.0	34.4	29.3
30歳以上35歳未満	1,901	606	159	8.4	26.2	15.1
35歳以上40歳未満	1,060	317	77	7.3	24.3	7.3
40歳以上45歳未満	647	192	33	5.1	17.2	3.1
45歳以上50歳未満	355	90	8	2.3	8.9	0.8
50歳以上55歳未満	234	52	2	0.9	3.8	0.2
55歳以上60歳未満	121	36	5	4.1	13.9	0.5
60歳以上65歳未満	77	16	1	1.3	6.3	0.1
65歳以上	88	22	2	2.3	9.1	0.2
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注) 平成27年11月13日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	645	214	42	6.5	19.6	4.0
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	930	600	75	8.1	12.5	7.1
大 学 院 在 学	92	18	8	8.7	44.4	0.8
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	154	63	29	18.8	46.0	2.8
大 学 卒 業 (短大含む)	5,001	1,400	498	10.0	35.6	47.4
大 学 在 学 (短大含む)	2,219	541	307	13.8	56.7	29.2
高 校 卒 業	853	165	57	6.7	34.5	5.4
そ の 他	286	85	35	12.2	41.2	3.3
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	109	107	16	14.7	15.0	1.5
会 計 事 務 所 員	456	143	48	10.5	33.6	4.6
税 理 士	78	29	6	7.7	20.7	0.6
会 社 員	2,046	437	94	4.6	21.5	8.9
公 務 員	322	82	20	6.2	24.4	1.9
教 員	45	16	2	4.4	12.5	0.2
教育・学習支援者	55	14	2	3.6	14.3	0.2
学 生	3,122	852	438	14.0	51.4	41.7
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生	1,812	813	280	15.5	34.4	26.6
無 職	1,874	503	137	7.3	27.2	13.0
そ の 他	261	90	8	3.1	8.9	0.8
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	196	46	16	8.2	34.8	1.5
東 北	255	54	12	4.7	22.2	1.1
関 東	6,271	1,909	647	10.3	33.9	61.6
北 陸	120	50	13	10.8	26.0	1.2
東 海	559	183	68	12.2	37.2	6.5
近 畿	1,868	618	217	11.6	35.1	20.6
中 国	170	52	13	7.6	25.0	1.2
四 国	122	22	12	9.8	54.5	1.1
九 州	84	21	6	7.1	28.6	0.6
福 岡	491	120	45	9.2	37.5	4.3
沖 縄	44	11	2	4.5	18.2	0.2
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

平成27年度の講演会の開催状況

(1) 大学生等を対象とする講演等

開催日	場 所		講 師
平成27年4月1日	早 稲 田 大 学 大 学 院	東京都	千代田会長
5月13日	武 蔵 野 大 学	東京都	廣本委員
5月20日	早 稲 田 大 学 大 学 院	東京都	佐々木 事務局長
5月29日	岡 山 大 学	岡山県	千代田会長
6月10日	高 崎 経 済 大 学	群馬県	廣本委員
6月11日	長 崎 大 学	長崎県	千代田会長
6月19日	広 島 修 道 大 学	広島県	千代田会長
10月22日	北 海 道 大 学	北海道	千代田会長
10月28日	松 山 大 学	愛媛県	千代田会長
10月29日	信 州 大 学	長野県	廣本委員
12月1日	北 九 州 市 立 大 学	福岡県	千代田会長
12月2日	立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学	大分県	千代田会長
12月9日	大 阪 学 院 大 学	大阪府	廣本委員
12月16日	久 留 米 大 学	福岡県	廣本委員
平成28年1月12日	熊 本 学 園 大 学	熊本県	千代田会長
1月19日	慶 應 義 塾 大 学	神奈川県	廣本委員
1月24日	立 命 館 大 学 大 学 院	大阪府	千代田会長

(2) 高校生等を対象とする講演等

開催日	場 所		講 師
平成27年6月17日	千葉県立千葉商業高等学校	千葉県	廣本委員
8月18日	全国商業教育指導者研修会	東京都	廣本委員
9月4日	北海道札幌国際情報高等学校	北海道	千代田会長
10月14日	中央大学杉並高等学校	東京都	千代田会長
11月2日	埼玉県立深谷商業高等学校	埼玉県	廣本委員
11月6日	北海道稚内高等学校	北海道	廣本委員
11月19日	栃木県立宇都宮商業高等学校	栃木県	廣本委員
11月26日	慶應義塾湘南藤沢高等部	神奈川県	千代田会長
平成28年2月24日	福岡県立宇美商業高等学校	福岡県	廣本委員
3月17日	学校法人博多学園博多高等学校	福岡県	廣本委員

平成 27 年 6 月 19 日
公認会計士・監査審査会

平成 27 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について

本日、平成 27 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表を行いました。
試験結果の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

1. 試験結果の概要について
2. 得点階層分布表（総合得点比率）
3. 正解、満点及び配点
4. 合格者受験番号
 （関東財務局）
 （近畿財務局）
 （関東財務局及び近畿財務局以外）
5. 第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室
03-5251-7295

試験結果の概要について

(1) 願書提出者数

7,637 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

4,503 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,555 人（第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・ 短答式試験免除者数 1,579 人
 - うち 平成 25 年又は平成 26 年短答式試験合格者 1,298 人
 - うち 司法試験合格者や大学教授等 151 人
 - うち 旧第二次試験合格者 130 人

(3) 合格者数

624 人

- ・ 総点数の 67%以上を取得した者

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.1%
科目別	財務会計論	43.7%
	管理会計論	47.8%
	監査論	47.9%
	企業法	50.5%

第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

(1) 願書提出者数

10,180 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

6,731 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,889 人（第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・ 短答式試験免除者数 1,579 人

(3) 合格者数（第Ⅰ回及び第Ⅱ回の合算）

1,507 人

- ・ 第Ⅰ回短答式試験においては、総点数の 60%以上を取得した者
- ・ 第Ⅱ回短答式試験においては、総点数の 67%以上を取得した者

(4) 論文式試験受験予定者数

3,086 人

（注）属人ベースとは、平成 27 年第Ⅰ回短答式試験及び同第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

平成 27 年 11 月 13 日
公認会計士・監査審査会

平成 27 年公認会計士試験の合格発表について

本日、平成 27 年公認会計士試験の合格発表を行いました。合格発表の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

- 公認会計士試験の合格発表の概要について
- 平成 27 年公認会計士試験（論文式試験）の合格点及び合格率等について
- 平成 27 年公認会計士試験合格者調
- 論文式試験成績通知書について
- 平成 27 年公認会計士試験合格者番号
 - （関東財務局 100001～200000）
 - （関東財務局 200001～）
 - （近畿財務局）
 - （関東財務局及び近畿財務局以外）
- 平成 27 年公認会計士試験論文式試験 一部科目免除資格取得者番号

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室

03-5251-7295

公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数

10,180 人 (注)

うち 短答式試験の受験者等 10,050 人 (注)

(注)平成 27 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,207 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,637 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

3,086 人

うち 答案提出者数 2,759 人

(注)論文式試験受験者数 3,086 人と答案提出者 2,759 人との差は、論文式試験の受験予定科目すべてを欠席した者 327 人である。

(3) 論文式試験合格者数

1,051 人(対前年比 51 人減)、合格率 10.3%

うち 短答式試験の受験者等 1,030 人

【平成 27 年公認会計士試験結果】

区 分	平成 27 年試験			(参考) 平成 26 年試験	平成 26 年試験	
	平成 27 年試験	短答式試験 の受験者等	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)	平成 26 年試験	短答式試験 の受験者等	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)
願書提出者数 (a)	10,180 人	10,050 人	130 人	10,870 人	10,712 人	158 人
短答式試験 受験者数	8,620 人 (9,918 人)	8,620 人 (9,918 人)	—	9,290 人 (10,571 人)	9,290 人 (10,571 人)	—
短答式試験 合格者数	1,507 人 (2,805 人)	1,507 人 (2,805 人)	—	1,405 人 (2,686 人)	1,405 人 (2,686 人)	—
論文式試験 受験者数	3,086 人	2,956 人	130 人	2,994 人	2,836 人	158 人
最終合格者数 (b)	1,051 人	1,030 人	21 人	1,102 人	1,076 人	26 人
合格率 (b/a)	10.3%	10.2%	16.2%	10.1%	10.0%	16.5%

(注1)表中()の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

(注2)平成 27 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 27 年短答式試験受験者 8,620 人のほか、平成 26 年又は平成 25 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,298 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 151 人を含んだもの。なお、平成 27 年短答式試験受験者 8,620 人のうち短答式試験免除者 19 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。(平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。)

(4) 参考資料

平成 27 年公認会計士試験論文式試験得点階層分布表(総合得点比率)

2. 合格者の概要

(1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち 1 科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢

- 最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳
- 合格者の平均年齢は 27.1 歳

(3) 合格者の性別

- 男性 844 人、女性 207 人
- 合格者に占める女性の比率は 19.7%

(4) 合格者の学歴

- 「大学卒業(短大含む)」以上が 652 人(構成比 62.0%)

(5) 合格者の職業

- 「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 718 人(構成比 68.3%)
- 「会社員」は 94 人(構成比 8.9%)

3. 科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、次回以降の2年間免除を受けることができる科目免除資格取得者は 500 人(属人ベース)

(注1)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 629 人

(注2)一部の試験科目について試験が免除される対象は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験

平成27年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)－(D) (F)	累計 (B)－(E) (G)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
100%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
99%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
98%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
97%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
96%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
95%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
94%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
93%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
92%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
91%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
90%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
89%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
88%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
87%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
86%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
85%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
84%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
83%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
82%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
81%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
80%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
79%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
78%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
77%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
76%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
75%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
74%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
73%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
72%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
71%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
70%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	1	1	0.03	0	0	1	1	0.03
67%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
66%	1	2	0.06	0	0	1	2	0.06
65%	5	7	0.23	0	0	5	7	0.23
64%	5	12	0.39	0	0	5	12	0.39
63%	5	17	0.55	0	0	5	17	0.55
62%	18	35	1.13	0	0	18	35	1.13
61%	18	53	1.72	0	0	18	53	1.72
60%	33	86	2.79	0	0	33	86	2.79
59%	53	139	4.50	0	0	53	139	4.50
58%	68	207	6.71	1	1	67	206	6.68
57%	80	287	9.30	0	1	80	286	9.27
56%	116	403	13.06	0	1	116	402	13.03
55%	129	532	17.24	2	3	127	529	17.14
54%	158	690	22.36	7	10	151	680	22.03
53%	178	868	28.13	3	13	175	855	27.71
52%	206	1,074	34.80	10	23	196	1,051	34.06
51%	199	1,273	41.25	27	50	172	1,223	39.63

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員	累計	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (C)	人員	累計	人員 (A)－(D)	累計 (B)－(E)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (H)
	(A)	(B)		(D)	(E)	(F)	(G)	
	人	人	%	人	人	人	人	%
50%	152	1,425	46.18	22	72	130	1,353	43.84
49%	140	1,565	50.71	29	101	111	1,464	47.44
48%	135	1,700	55.09	30	131	105	1,569	50.84
47%	111	1,811	58.68	41	172	70	1,639	53.11
46%	122	1,933	62.64	60	232	62	1,701	55.12
45%	103	2,036	65.98	61	293	42	1,743	56.48
44%	76	2,112	68.44	55	348	21	1,764	57.16
43%	72	2,184	70.77	65	413	7	1,771	57.39
42%	53	2,237	72.49	49	462	4	1,775	57.52
41%	63	2,300	74.53	58	520	5	1,780	57.68
40%	54	2,354	76.28	53	573	1	1,781	57.71
39%	30	2,384	77.25	30	603	0	1,781	57.71
38%	37	2,421	78.45	37	640	0	1,781	57.71
37%	27	2,448	79.33	27	667	0	1,781	57.71
36%	24	2,472	80.10	24	691	0	1,781	57.71
35%	21	2,493	80.78	21	712	0	1,781	57.71
34%	21	2,514	81.46	21	733	0	1,781	57.71
33%	15	2,529	81.95	15	748	0	1,781	57.71
32%	14	2,543	82.40	14	762	0	1,781	57.71
31%	5	2,548	82.57	5	767	0	1,781	57.71
30%	14	2,562	83.02	14	781	0	1,781	57.71
29%	17	2,579	83.57	17	798	0	1,781	57.71
28%	8	2,587	83.83	8	806	0	1,781	57.71
27%	5	2,592	83.99	5	811	0	1,781	57.71
26%	6	2,598	84.19	6	817	0	1,781	57.71
25%	4	2,602	84.32	4	821	0	1,781	57.71
24%	12	2,614	84.71	12	833	0	1,781	57.71
23%	7	2,621	84.93	7	840	0	1,781	57.71
22%	2	2,623	85.00	2	842	0	1,781	57.71
21%	3	2,626	85.09	3	845	0	1,781	57.71
20%	4	2,630	85.22	4	849	0	1,781	57.71
19%	2	2,632	85.29	2	851	0	1,781	57.71
18%	5	2,637	85.45	5	856	0	1,781	57.71
17%	8	2,645	85.71	8	864	0	1,781	57.71
16%	7	2,652	85.94	7	871	0	1,781	57.71
15%	5	2,657	86.10	5	876	0	1,781	57.71
14%	7	2,664	86.33	7	883	0	1,781	57.71
13%	13	2,677	86.75	13	896	0	1,781	57.71
12%	2	2,679	86.81	2	898	0	1,781	57.71
11%	9	2,688	87.10	9	907	0	1,781	57.71
10%	4	2,692	87.23	4	911	0	1,781	57.71
9%	9	2,701	87.52	9	920	0	1,781	57.71
8%	6	2,707	87.72	6	926	0	1,781	57.71
7%	10	2,717	88.04	10	936	0	1,781	57.71
6%	17	2,734	88.59	17	953	0	1,781	57.71
5%	9	2,743	88.89	9	962	0	1,781	57.71
4%	7	2,750	89.11	7	969	0	1,781	57.71
3%	3	2,753	89.21	3	972	0	1,781	57.71
2%	1	2,754	89.24	1	973	0	1,781	57.71
1%	0	2,754	89.24	0	973	0	1,781	57.71
0%	5	2,759	89.40	5	978	0	1,781	57.71
欠席者	327	3,086	100.00	327	1,305	0	1,781	57.71

(注1) 1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。

(注2) 各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

平成 26 年 4 月 8 日
公認会計士・監査審査会

**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「公認会計士試験事業」に係る契約の締結について**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、関東財務局において民間競争入札を行った「公認会計士試験事業」について、次のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方の名称、住所及び代表者の氏名

株式会社ヒューマントラスト
東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号
代表取締役 阪本美貴子

2. 契約金額

240,526,142 円（税込み）

3. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

4. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項

[（別紙 1 PDF : 115KB）](#)

5. 民間事業者における事業の実施体制及び実施方法の概要

[（別紙 2 PDF : 35KB）](#)

6. 民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項

[（別紙 3 PDF : 105KB）](#)

7. 民間事業者が事業実施に当たり第三者に損害を加えた場合において、損害賠償に関し民間事業者が負うべき責任に関する事項

[（別紙 4 PDF : 21KB）](#)

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室 試験総括係
03-5251-7295

[（別紙 1 PDF : 115KB）](#)

[（別紙 2 PDF : 35KB）](#)

[（別紙 3 PDF : 105KB）](#)

[（別紙 4 PDF : 21KB）](#)

事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項

1. 試験実施事業の詳細な内容

対象となる試験実施事業（以下「対象事業」という。）は、会場確保、願書配付・受付等、短答式及び論文式試験の立会等の業務である。

① 事業期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。（平成 27 年試験から平成 29 年試験までの願書配付・受付等業務、短答式及び論文式試験の立会等業務並びに平成 27 年第Ⅱ回短答式試験から平成 30 年第Ⅰ回短答式試験までの会場確保業務）

② 関東財務局からの無償貸与物件（提供時期）

イ. 各種マニュアル（入札説明会時）

- ・短答式及び論文式試験の試験立会業務時の「公認会計士試験実施要領」及び「本部要員及び指導官用手引き」
- ・願書受付業務時の「公認会計士試験願書受付審査マニュアル」
- ・災害発生時等に係る「公認会計士試験実施における緊急時対応マニュアル」

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴することとする。

ロ. 看板・主任官袋等の試験実施関連用具（試験実施の約 1 か月前）

③ 業務の引継

イ. 関東財務局は、民間事業者が対象事業を開始するまでの間に、業務内容等を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継を行うものとする。

ロ. 契約期間の満了に伴い対象事業が終了する場合には、関東財務局は民間事業者から引継（民間事業者による創意工夫に係る事項を含む。）を受けるものとする。

この場合、必要に応じて、関東財務局が業務終了前に民間事業者に対し引継に必要な資料を求めた場合には、民間事業者は応じるものとする。

また、事業実施者である民間事業者が変更になる場合、関東財務局は、次期民間事業者へ引継を行うものとする。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

対象事業は、第Ⅰ回及び第Ⅱ回の各短答式試験において、それぞれ 8,000 人～10,000 人程度、また論文式試験においては 2,000 人～4,000 人程度の規模の受験者を対象として実施するものである。

したがって、対象事業の実施に当たっては、これらの規模の受験者を収容可能な

大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある（注：第Ⅰ回及び第Ⅱ回の各短答式試験については、従来、それぞれ2箇所の試験会場にて実施している。論文式試験についても、2箇所の試験会場にて実施した実績がある）。

ロ. 業務実施上の注意

対象事業は下記ハ～ヘの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、関東財務局と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

また、今後の公認会計士法の改正等により公認会計士試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。
- b) 対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールを平成27年試験については、平成26年5月末、平成28年試験については、平成27年3月末、平成29年試験については、平成28年3月末までに策定し、関東財務局と調整すること。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。
- d) 事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ハ. 短答式及び論文式試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 平成26年12月に実施予定の平成27年第Ⅰ回短答式試験については、前期民間事業者が既に確保した試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は民間事業者が自ら取得すること。）。

平成27年度以降に実施する短答式及び論文式試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、関東財務局と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室及び試験事務室）を前年度3月までに確保するとともに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、関東財務局に送付すること。

なお、契約の最終年度においては、平成29年度中に実施予定の平成30年第Ⅰ回短答式試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する民間事業者に引き継ぐこと。

- b) 12月に行われる第Ⅰ回短答式試験会場については、空調設備（暖房）を完備したもの、また、8月に行われる論文式試験会場については、空調設備（冷房）を完備したものを確保すること。また、試験官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端の2席のみを使用すること。
- c) 身体障害者等の受験申請者（受験特別措置対象者）を想定し、当該受験者用の

試験室を別途確保し、必要に応じて什器類を準備すること。当該受験者に係る対応については、関東財務局が別途指示する。

また、自然災害や試験当日の交通障害等による遅刻者を想定し、時差受験教室も確保しておくこと。

- d) 短答式及び論文式試験日については、関東財務局が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 論文式試験については、準備作業を行うため、可能な限り試験日前日から借り上げること。

二. 受験案内・願書配付、願書受付業務

- a) 受験案内・願書配付（第Ⅰ回短答式試験：8月上旬～9月中旬、第Ⅱ回短答式試験：1月中旬～2月下旬）

民間事業者は、受験申請者からの請求に応じ、郵送による受験案内・願書の配付を行う。なお、審査会事務局（東京都千代田区霞が関3-2-1）及び関東財務局（さいたま市中央区新都心1-1）においては、受験案内・願書の備置配付を行うものとする。

民間事業者は、郵送用の受験案内・願書の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に審査会事務局に連絡を行うこと。

- b) 願書受付・審査（第Ⅰ回短答式試験：9月上旬～10月中旬、第Ⅱ回短答式試験：2月中旬～3月下旬）

民間事業者は、郵送での書面による願書の受付を行うものとする。願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で関東財務局と協議し指定する住所地とし、受付に当たっては、願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか等を審査し、不備があった場合は、必ず本人に確認し補正すること。

なお、民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、関東財務局と協議すること。

また、受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。

- c) 受験番号の付番（第Ⅰ回短答式試験：10月上旬～10月中旬、第Ⅱ回短答式試験：3月中旬～3月下旬）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては、事務処理手順に従い、願書等の振り分けを行い、関東財務局による確認後、受験番号の付番を行うこと。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、関東財務局

及び審査会事務局へ送付すること。

- d) 願書等の送付（第Ⅰ回短答式試験：10月、第Ⅱ回短答式試験：3月）

民間事業者は、願書の整理が終了次第、速やかに願書を審査会事務局へ送付すること。

なお、会計専門職大学院修了見込者に係る願書等については、受理を行い、付番のうえ、願書一式（返信用封筒及び試験会場の案内文を含む）を審査会事務局へ送付し、送付した旨を関東財務局へ報告すること。

また、第Ⅰ回短答式試験時には、前年試験で短答式試験の免除有効期間が切れる者で、前年に論文式試験を受験した者に係る願書等について、会計専門職大学院修了見込者に係る願書等と同様の取り扱いをすること。

- e) 受験票の送付（第Ⅰ回短答式試験：10月下旬～11月上旬、第Ⅱ回短答式試験：3月下旬～4月上旬）

民間事業者は、受験番号の付番後、関東財務局が指定する期限までに受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、試験会場の案内図等を同封すること。

また、受験者からの住所等変更届提出に備えた処理体制を整備すること。

さらに、第Ⅰ回短答式試験合格者に対しては、第Ⅱ回短答式試験合格発表後、論文式試験の試験会場に係る案内状を送付すること。

- f) 民間事業者は、受験番号順に試験室の割振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し関東財務局に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。使用許可を取得した後は、その旨を関東財務局へ報告すること。

- ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（第Ⅰ回短答式試験11月、第Ⅱ回短答式試験4月、論文式試験7月）

- a) 民間事業者は、試験運営業務に支障を来さないよう、従来の実施体制（1試験会場1日当たり会場責任者1名、会場副責任者1名、本部員（審査会事務局との連絡要員及び教室間の見回り主任官等：短答式試験30名程度、論文式試験20名程度）、警備員2名（確保した試験会場に常駐する施設側警備員が配置されており、試験当日においても警備に当たる場合は配置の必要はない）、看護師1名、1試験室当たり主任試験官1名、1試験室における受験者100名当たり副主任試験官1名、受験者20名当たり試験官1名。最低でも各試験室に主任試験官、副主任試験官、試験官の3名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確

保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来たさないよう、国家資格試験の運營業務の経験者を充てるほか、主任試験官（及び副主任試験官）には、国家資格試験で主任試験官等を経験している者、又は国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室別に割り付け、その結果を関東財務局へ報告すること。

また、関東財務局との連絡窓口は、会場責任者又は会場副責任者とする。

- へ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。第Ⅰ回短答式試験12月、第Ⅱ回短答式試験5月、論文式試験8月）

- a) 民間事業者は、入札説明会において関東財務局が貸与する短答式及び論文式試験の公認会計士試験実施要領等を参考に試験運営マニュアル（試験立会官用、試験事務室用）を作成し、短答式及び論文式試験日のそれぞれ1か月前までに関東財務局に提出し、その内容について関東財務局の確認を受けること。

また、台風等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験会場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、1か月前までに関東財務局に提出し、その内容について関東財務局の確認を受けること。

提出を受けた関東財務局は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対する事前の教育・指導を目的とした研修等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。

なお、研修等の内容については事前に関東財務局の確認を得ることとし、研修等には関東財務局の担当職員が出席することとする。

- b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類を試験会場に準備すること。

また、緊急事態の発生に備えて、試験会場と審査会の間で情報の受渡しが可能となるよう、電子メール送受信・FAX送受信等の可能な環境を整備すること。

- c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

- d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、審査会事務局から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、各科目の試験終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に審査会事務局が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、関東財務局は、これらの業務が適正に遂行されることを検収するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

i) 試験事務室（本部）

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任試験官、副主任試験官、試験官等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。
- ・ 試験室から回収した答案回収袋の部数確認。
- ・ 試験室ごとに試験問題、答案用紙及び法令基準等の配付準備を行うこと。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
- ・ その他試験の実施上必要なものとして関東財務局から指示された業務。

ii) 試験室

- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の配付。
- ・ 写真票による受験者の本人確認。
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認
- ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応
- ・ 答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) 試験ごとに、受験者の出欠データを速やかに関東財務局に報告すること。

h) その他、上記職務の遂行に必要となる関連業務

2. 事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

公認会計士試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、関東財務局は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、入札時に提出した企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 関東財務局の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 関東財務局が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

③ 願書等の配付・受付業務

イ. 受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。

ロ. 受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。

ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。

④ 試験当日の試験会場の運営

次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。また、会場責任者等に対する事前の研修等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。

イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。

ロ. 試験時間の過不足の絶対防止。

ハ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。

ニ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。

ホ. 問題に正誤がある場合には、審査会事務局からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。

ヘ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。

ト. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。

チ. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。

リ. 関東財務局から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。

ヌ. 試験会場の原状回復を行うこと。

⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。

- ⑥ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに関東財務局に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑦ 答案用紙の引渡し
回収した答案用紙の審査会事務局が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。

民間事業者における事業の実施体制及び実施方法の概要

1. 民間事業者が行う主な業務

関東財務局の実施する試験実施業務のうち、試験会場確保、受験願書受付等、短答式及び論文式試験の立会等の業務。

2. 実施体制

総括責任者の下に、試験事務本部組織（試験会場確保、受験願書受付、コールセンター等）、試験実施組織（試験会場運営等）、請負管理組織（スタッフの管理等）の独立した組織を設置し、業務上の役割分担や責任の所在の明確化を図る体制とする。

業務従事者については、会場責任者に国家資格試験等において会場責任者を10回以上経験した自社社員を充てることとし、試験官等についても、自社登録スタッフから試験経験者を中心に採用することとしている。また、不測の事態における試験官等の不足要員に対応するための相当数の待機要員を確保することとしている。

3. 実施方法

試験会場の確保については、過去に試験実施の実績のある会場候補を中心として、厳正かつ正確な対応を行うために試験前日から会場借上げを行うこととしている。

受験願書受付等については、当局との打合せの結果を基に、都内23区内に、独立した当該業務専用のオフィス（試験事務本部）を設置し、セキュリティを確保した上で、正確で迅速な受験願書受付等を行うこととしている。

試験会場の運営については、電波時計を使用するなど試験実施時間の厳正な管理を行うこととしている。また、試験時間中、受験者との確実な意思疎通を図るとともに他の受験者への配慮を行うなど、受験者が快適に試験を受けられる環境整備を図ることとしている。

民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項

1. 民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、関東財務局等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからトについて、報告を行うものとする。

また、関東財務局は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を関東財務局に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び(別紙1)2.④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ハ. 審査会事務局が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、審査会事務局から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、関東財務局に寄せられた請負事業に関するクレームや問い合わせについて、関東財務局から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からのクレームやトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の短答式(2回)及び論文式の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、関東財務局に報告しなければならない。

ト. 民間事業者は、部分払の請求を行う場合において、当該請求に係る経費について、当該業務を終了した日が属する月の翌月末までに、関東財務局に報告しなければならない。

② 調査

イ. 関東財務局は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という)第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他

の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする関東財務局の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

関東財務局は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、関東財務局の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た関東財務局の秘密情報（書面等をもって関東財務局が民間事業者に提供した情報及び関東財務局の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている関東財務局の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- ③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑥の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ④ 民間事業者が①、②、③及び⑥の義務に違反した場合には、関東財務局は民間事業者に対して、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、民間事業者は、関東財務局が実際に被った損害について、3 の⑫に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- ⑤ ①から④の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑥ 個人情報に関する取扱いについては、①から⑤に掲げるほか、平成 25 年 12 月 2 日付公認会計士試験事業民間競争入札実施要項（別紙 3）の取扱いを遵守しなければならない。

3. 談合等の不正行為及び違約金

- ① 民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を関東財務局に提出しなければならない。
 - イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同

法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

② 民間事業者は、請負契約に関し、次の各号の一に該当するときは、関東財務局が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として関東財務局が指定する期日までに支払わなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ロ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ハ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ニ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

③ 民間事業者は、②のニに規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、②の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として関東財務局が指定する期日までに支払わなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ロ. 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ハ. 民間事業者が関東財務局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

④ 民間事業者は契約の履行を理由として、②、③の違約金を免れることができない。

- ⑤ ②及び③の規定は、4の⑫に定める損害の額が違約金を超過する場合において、関東財務局がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

4. その他契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

- イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって関東財務局と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、公認会計士試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。
- ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の公認会計士試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「金融庁」、「公認会計士・監査審査会」及び「関東財務局」の名称、ロゴや「公認会計士試験」の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業が公認会計士試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

⑤ 関東財務局との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場において、自ら行う事業又は関東財務局以外の者との契約（関東財務局との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は関東財務局以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ関東財務局と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ハ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ関東財務局と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ニ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、関東財務局に提出することとする。

ホ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託をした業務に伴う再委託先の行為につき、関東財務局に対して全ての責任を負う。

ヘ. 民間事業者は、再委託先をして、2及び3の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負わしめるよう、必要な措置をとるものとする。

ト. 民間事業者は、本業務の一部を再委託先に委託する場合、3の⑪リからソまでのいずれかに該当する者（以下、「解除対象者」という）を、再委託先、再委託先がその委託を受けた本業務を更に第三者に委託する場合の当該第三者（その後に委託が行われる場合の全ての委託先を含み、再委託先と併せて、以下「後続委託先」と総称する。）、又は後続委託先がその委託を受けた本業務を履行する上で締結する全ての契約（本業務の委託に係る契約を含み、以下「委託先契約」と総称する。）の相手方（後続委託先と併せて、以下「後続委託先等」と総称する。）としないことを確約する。

チ. 民間事業者は、委託先契約の契約締結後に後続委託先等が解除対象者であること

が判明したときは、自ら当該後続委託先等（以下「解除対象後続委託先等」という。）と締結している委託先契約を直ちに解除するとともに、後続委託先等をして解除対象後続委託先等と締結している委託先契約を直ちに解除せしめるものとする。

⑩ 契約内容の変更

関東財務局及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面でもって提示し、協議の上、承認を得るものとする。

⑪ 契約の解除

関東財務局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

関東財務局が契約を解除した場合には、民間事業者は、当該契約の金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東財務局が指定する期日までに関東財務局に納付するとともに、関東財務局との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第 14 条第 2 項第 3 号又は法第 15 条において準用する法第 10 条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. 重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（3に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 民間事業者の役員等（民間事業者が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ヌ. 民間事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。
- ル. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等の方法で、直接又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ロ. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ハ. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、関東財務局に対して暴力的な要求行為をしたとき。
- コ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、関東財務局に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- タ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、本業務に関して関東財務局に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- チ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて関東財務局の業務を妨害する行為をしたとき。
- ソ. カからレまでの行為に準ずる行為をしたとき。
- ツ. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- ネ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- ナ. 後続委託先等が解除対象者であることを知りながら委託契約を締結し、若しくは後続委託先等が解除対象者と委託先契約を締結することを承認したとき、又は委託先契約の締結後に後続委託先等が解除対象者であることが判明したときに、自ら解除対象後続委託先等と締結している委託先契約を解除せず、若しくは後続委託先等をして解除対象後続委託先等と契約している委託先契約を解除せしめる措置を講じないとき。

⑫ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、関東財務局に損害を与えた場合は、関東財務局に対し、一切の損害を賠償するものとする。

この損害には、関東財務局が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において関東財務局が国民等に支払いを要する金額及び関東財務局が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑬ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞し、または不能となった場合、関東財務局及び民間事業者は、これによって生じた損害の費用負担について、協議する。

⑭ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と関東財務局が協議する。

民間事業者が事業実施に当たり第三者に損害を加えた場合において、損害賠償に関し民間事業者が負うべき責任に関する事項

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

1. 審査会又は関東財務局（以下、この項において「審査会等」という。）が当該第三者に対する賠償を行ったときは、審査会等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存する場合は、審査会等が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
2. 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は審査会等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

平成27年4月30日
公認会計士・監査審査会

第15回監査監督機関国際フォーラム(台北会合)について
Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第15回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記の通り開催され、公認会計士・監査審査会からは千代田会長、佐々木事務局長が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリースをご参照ください。

記

1. 日程・開催場所

平成27年4月21日(火)～4月23日(木)

台湾・台北

2. 参加者

- ▶ メンバー(各国・地域の監査監督機関)は、
アブダビ、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケイマン、台湾、クロアチア、チェコ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー、韓国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モリシャス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国 (計50カ国・地域)

上記の内 38の国・地域が本会合に参加

▶ オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、世界銀行(WB)

計6国際機関

▶ 議長

ルイス・ファーガソン米公開会社会計監督委員会(PCAOB)ボードメンバー

3. 主な議題

- ▶ 多国間情報交換枠組みに関する議論
- ▶ 監査法人のビジネスモデルに関する議論
- ▶ 協同検査プロジェクトの報告

- ▶ 各国の執行体制に関するサーベイ報告書
 - ▶ IFIAR機構改革に関する議論
 - ▶ オフィサー(議長、副議長)の選出
 - ▶ IFIAR諮問委員会のメンバー改選 (ドイツ、日本、米国を新メンバーに選出)
 - ▶ オフィサーの作業計画(Work Plan)
- 等

4. プレスリリース及び関連文書

- ・ [プレスリリース\(原文\)](#) (PDF:329KB) ・ [\(仮訳\)](#) (PDF:109KB)
- ・ バックグラウンド・ペーパー: “Current Trends in the Audit Industry” [\(原文\)](#) (PDF:480KB)
- ・ 執行体制に関するサーベイ報告書(2014年) [\(原文\)](#) (PDF:1,163KB)
ファクトシート [\(原文\)](#) (PDF:453KB)

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト(www.ifiar.org)を参照されたい。

プレスリリース（仮訳）

独立した監査監督当局は多国間情報交換枠組みに大筋合意

2015 年 4 月 28 日—監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）のメンバーは、金融監督管理委員会（FSC）のホストにより台北で開催された年次総会において、高品質な監査を推進するにあたっての共通の利益を促進するための議論を行った。

メンバーは多国間情報交換枠組みの文言について議論を行い、大筋で合意に至った。本枠組みが最終化され、署名が開始されたならば、本枠組みに署名する IFIAR メンバー間に情報共有のための枠組みが提供されることとなる。このプロジェクトは 2013 年に開始され、オフィサーは 2 年間で合意に至ったことを喜ばしく思っている。

IFIAR は、経済環境や監査サービス市場の変化が監査業界及び監査品質、特に監査品質の開示にどのような影響を与えたか、あるいは今後与えうるかという問題について議論した。IFIAR はパネリスト及び監査業界のリーダーとともに、以下について議論を行った。

- 監査法人の収益及び成長
- 監査市場における競争
- グローバルな監査法人ネットワーク構造の中でのガバナンス
- 監査人の労働市場におけるリソースの質及び範囲

これに関連するペーパー「監査業界における現在の傾向」（“Current Trends in the Audit Industry”）は、投資家・利害関係者ワーキンググループ（WG）及び GPPC WG によって作成され、IFIAR の[ウェブサイト上](#)で入手可能である。

IFIAR メンバーは、国際監査・保証基準審議会（IAASB）議長及び投資家代表とのパネルディスカッションにおいて、監査報告書や監査委員会の報告の進展及び変化について、長文式監査報告書についてのこれまでの経験に焦点を当てつつ、知見を共有した。

IFIAR メンバーは、グループ監査における実務を評価するために実施された複数当局による連携した協同検査についてのアップデートを受けた。また、小規模当局の会合では、彼らのニーズに見合った追加作業について議論が行われた。

IFIAR メンバーは、各メンバーの執行体制に関する使命・目的・法的権限の理解を醸成するために実施した執行ワーキンググループ・サーベイの結果を

取りまとめた報告書の公表を承認した。今回のサーベイを通じて、最近あるいは今後の執行に関する課題、手法及び専門的事項に関する情報を共有し、議論を活発化する狙いがある。[報告書](#)及び[ファクトシート](#)にはサーベイに関する追加情報が記載されている。執行ワーキンググループは、4月24日台北にて、金融監督管理委員会（FSC）のホストにより初の執行ワークショップを開催した。

IFIAR は現在のガバナンス構造に代わる統治機関（governing board）の設立に大筋で合意し、恒久的事務局の設立について評価を行っている。

今回の会合後より、IFIAR はオランダ金融市場庁の Janine van Diggelen 議長及びカナダ公共会計責任委員会 CEO の Brian Hunt 副議長が率いることとなる。前議長の Lewis Ferguson は「Janine 及び Brian を新しい IFIAR オフィサーとして発表できることを喜ばしく思う。今後 2 年間に期待し、彼らのリーダーシップの下、IFIAR が発展することを信じている。」と述べた。

IFIAR は諮問委員会（Advisory Council: AC）にドイツ、日本及び米国を選出した。これら 3 か国は既存の AC メンバーであるオーストラリア、フランス、シンガポール及び英国に加わることになる。IFIAR は前 AC メンバーであるアブダビ、カナダ、スリランカに感謝の意を示した。

IFIAR メンバーは新オフィサーの任期における作業計画を承認した。作業計画は IFIAR にとっての重要課題を示しており、この中には世界的な監査法人ネットワークとグローバルレベルでの監査品質についての意見交換の促進、利害関係者との対話の促進、監査基準設定や設定プロセスのガバナンスについての検討、IFIAR の効果的運営のための機構及び意思決定プロセスの成熟化が含まれる。

About IFIAR

IFIAR はアフリカ・米州・アジア・欧州・中東及びオセアニア地域の 50 の独立した監査監督当局で構成されている。IFIAR は監査監督当局間で監査市場に関する情報及び独立した監査監督活動から得られた経験を共有するためのフォーラムとして 2006 年に設立された。IFIAR の公式のオブザーバーはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行（WB）である。IFIAR 及びその活動に関する詳細については IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン D.C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域

（注）平成 25 年以降、本会合は年 1 回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域

平成 27 年 1 月 16 日

公認会計士・監査審査会

監査監督機関国際フォーラム・恒久的事務局設立に係る立候補について

監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators) は、監査監督の重要性に伴う活動内容の拡大及び他の国際機関との連携強化等を背景として、2014 年 4 月ワシントン本会合において、恒久的事務局 (Permanent Secretariat) を設立することに合意し、IFIAR 恒久的事務局の設立候補地の募集を行うこととしました。

これを受け、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、本事務局を東京に誘致すべく立候補を表明しました。今後は IFIAR 恒久的事務局の誘致に向けた活動を行っていきます。

なお、IFIAR は 2017 年の事務局開設を目指しています。

(注) IFIAR は、2006 年 9 月に設立された監査監督上の連携及び協力を目的とした国際組織です。IFIAR は現在 51 か国・地域で構成されており、日本からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が参加しています。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会 Tel.: 03-3506-6000 (代表)

事務局総務試験室 (内線 2432)

平成 28 年 2 月 3 日

監査監督機関国際フォーラム恒久的事務局の東京招致について

東京都は、2017 年に開設が予定されている監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の事務局の東京招致に向けて、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補したことを歓迎します。

東京は、日本全体の GDP の 20%を生み出す経済力や、先進国では他の都市を引き離す 1,350 万人の人口といった、数字で表せる都市の力のみならず、発達した交通システム、治安の良さ、きれいな水と空気といった環境、伝統と現代の調和といった強みを有する、世界で最も質の高い都市です。

私は、東京を世界一の都市にするという目標を掲げています。持続的な成長とともに、ゆとりある暮らしが実現できる成熟した都市、それが目指す東京の姿です。2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会を絶好の機会と捉え、都市の魅力をさらに高めていきます。経済の分野では、東京の国際金融センターとしての地位を確立するため、国、民間と一体となって、様々な施策を推進しています。世界の会計監査の品質の維持・向上に向けて大きな役割を果たす IFIAR のような国際機関の恒久的事務局が東京に設立され、海外から東京に高度な人材や情報が集積し、東京の活気が増すことは、都の進める取組と合致するものです。

IFIAR の恒久的事務局が東京に置かれることが決まった場合には、都として、その設立や円滑な運営に向けて、政府とともに協力していきます。

東京都知事



IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)恒久的事務局の東京誘致について

株式会社 日本取引所グループ
日本公認会計士協会
一般社団法人 全国銀行協会
一般社団法人 日本経済団体連合会

われわれ日本の資本市場に深く関わる4団体は、2017年に開設が予定されているIFIAR(監査監督機関国際フォーラム)の恒久的事務局を東京に置くべく、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補したことを強く支持する。

IFIARは、世界の会計監査の品質の確保・向上に向けて大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設置することは誠に時宜に適ったことである。その設置場所として、成長するアジア・オセアニア圏において最大の資本市場を擁し、交通・通信インフラが充実し、また、東京の国際金融センターとしての地位確立を目指す日本は理想的であると信じる。

恒久的事務局が東京に置かれるならば、政府のみならず、資本市場に関わるすべての者がその設立から円滑な運営に向けて協力していく所存である。

以 上

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)
恒久的事務局の東京誘致について

2015 年 3 月 30 日
公益社団法人 経済同友会

金融庁および公認会計士・監査審査会は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators) の恒久的事務局を東京に誘致すべく立候補を表明した。

IFIAR は、監査監督上の連携および協力を目的とした国際組織であり、各国の監査監督当局が監査市場の情勢に関する知識や各当局の監査監督活動から得られた実務経験を共有することなど、監査の質の向上に向けた活動を行っている。

この事務局が東京に誘致されれば、わが国が監査監督に関する議論を牽引することにより、わが国の国際金融センターとしての地位を確立することに資する。

他方、今後、アジアの GDP シェアは世界全体の GDP の 50% を占めるに至ることが予測されているなど、アジア・オセアニア経済圏は大きく成長する見込みである。わが国に IFIAR の事務局が誘致されることは、このアジア・オセアニア経済圏における監査の質の向上に貢献することも期待される。

そこで、本会は、2017 年に開設が予定されている IFIAR の恒久的事務局を東京に置くべく、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補したことを強く支持する。

また、我々企業経営者は、恒久的事務局が東京に置かれるならば、その設立から円滑な運営に向けて協力していく所存である。

以上

I F I A R（監査監督機関国際フォーラム）恒久的事務局の東京誘致について

東京商工会議所

東京商工会議所は、2017年に開設が予定されているI F I A R（監査監督機関国際フォーラム）の恒久的事務局を東京に置くべく、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補したことを強く支持します。

I F I A Rは、世界の会計監査の品質の確保・向上に向けて大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設置することは時宜に適ったことと考えています。その設置場所として、成長するアジア・オセアニア圏において最大規模の資本市場を擁し、交通・通信をはじめとする社会インフラが充実している日本は理想的であるといえます。

恒久的事務局が東京に置かれるならば、その設立から円滑な運営に向けて協力をしていく所存です。

以上

平成 27 年 8 月 7 日

共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)恒久的事務局の日本誘致支援

日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、及び第二種金融商品取引業協会は、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)恒久的事務局の東京誘致に関する金融庁及び公認会計士・監査審査会の活動を強く支持いたします。

IFIAR は、監査の品質を向上し改善する上で重要な役割を果たしています。金融市場が急速に統合され企業や金融機関等の事業活動が次第にグローバル化している時代に、IFIAR が恒久的事務局を設置してその機能を強化することは、時機を得た適切なことと考えます。

東京には、IFIAR 恒久的事務局の理想的な場所としてさまざまな利点があります。ここには、多くの優良企業がホームグラウンドとする巨大な資本市場があり、法的・社会的にも安定した場所で、また、よく整備された通信と交通手段が主要な金融市場ともつながっています。

もうひとつの重要な利点としては、東京は IFIAR がアジア地域でのプレゼンスを高める上で、最高の場所であるということです。IFIAR は、世界市場の時価総額の 80%以上をカバーする 50 か国（地域）のメンバーから構成されてはいるものの、アジアの成長市場の多くが IFIAR には参加しておりません。世界経済にとって有望かつ急成長しているこの地域での活動強化（アウトリーチ）は、IFIAR が今後取り組まなければならない最も重要な課題となっています。これらアジアの成長地域に近く、結びつきが強い東京は IFIAR のステイタスを確立し、重要なこの地域で IFIAR のメンバーを拡大するために、まちがいなく強力な支えとなることでしょう。

さらに、政府・業界も、官民一体となって、東京を世界的な国際金融センターにするためにあらゆる努力をしています。このため、もし IFIAR 恒久的事務局が東京にできれば、官民から強力な支援が期待できます。我々、5 団体も、今後、IFIAR 恒久的事務局がその重要な責務を果たすことができるように、政府関係機関等と協力してまいります。

日本証券業協会
投資信託協会
日本投資顧問業協会
金融先物取引業協会
第二種金融商品取引業協会

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 恒久的事務局の東京誘致について

2015年9月2日

一般社団法人生命保険協会(会長: 筒井義信 日本生命保険社長)は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の恒久的事務局の設立候補地の募集について、金融庁および公認会計士・監査審査会が本事務局を東京に誘致すべく立候補を表明したことを強く支持いたします。

IFIARは、世界の会計監査の品質の確保・向上に向けて大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設立することは誠に時宜に適ったことであります。IFIARの恒久的事務局を東京に設立することは、東京が、成長するアジア・オセアニア圏において最大の資本市場を擁すること、交通・通信をはじめとする社会インフラが充実していること、また、首都東京が国際金融センターとしての地位確立を目指していることから理想的であると考えます。

当協会は、様々な関係者と協力し、IFIARの恒久的事務局の東京誘致に向けて、積極的にサポートしていく所存です。

以 上

2015 年 7 月 16 日

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）恒久的事務局の東京誘致について

一般社団法人 日本損害保険協会

日本損害保険協会は、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局の設置に関し、金融庁および公認会計士・監査審査会が東京に設置すべく招致国として立候補したことを強く支持する。

IFIAR は、世界の会計監査の品質の確保・向上に向けて大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設置することは誠に時宜に適ったことである。

成長するアジア・オセアニア圏において最大の資本市場を擁すること、交通・通信をはじめとする社会インフラが充実し、首都東京が国際金融センターとしての地位確立を目指していること等から、IFIAR の恒久的事務局を東京に設置することは理想的であると考える。

IFIAR の恒久的事務局設置に向けて、当協会は、様々な関係者と協力し、日本の立候補を積極的にサポートしていく所存である。

以 上

■ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）恒久的事務局の東京誘致について

公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、日本の企業監査に深く関わる団体として、2017年に開設が予定されているIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）の恒久的事務局を東京に置くべく、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補したことを強く支持いたします。

IFIARは、世界の会計監査の品質の維持・向上に向けて大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設置することは誠に時宜に適ったことであると理解しております。また、設置場所として、成長するアジア・オセアニア圏において最大規模の資本市場を擁し、交通・通信といった社会インフラが充実している日本は理想的であるといえます。加えて、日本は政府・産業界をあげて東京を国際金融センターとして確立すべく努力をしているところであります。

IFIARの恒久的事務局が東京に置かれるならば、企業の監査に関わる立場から、その設立から円滑な運営に向けて協力していく所存であります。

以上

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）恒久的事務局の東京誘致について

2015/08/28

一般社団法人日本内部監査協会は、2017年に開設が予定されている監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局を東京に誘致すべく、金融庁および公認会計士・監査審査会が立候補したことを、内部監査の立場から強く支持いたします。

成長著しいアジア・オセアニア経済圏においては、今後、適切な規律付けを行うためにも監査の質を向上させていくことが不可欠であります。わが国は、古来地理的にも文化的にも西洋と東洋をつなぐ架け橋を担ってきており、日本を基軸として経済の健全性向上に取り組んでいくことは理にかなったものと解されます。加えて、首都・東京は、世界規模のインフラが整備され、高水準の教育を受けた労働者を擁するなど、国際組織の事務局を受け入れるための基盤が整っております。また、東京の国際金融センターとしての地位確立を目指す日本では、事務局設置後も各方面から様々な支援を受けることが可能であります。こうしたことから、IFIARの恒久的事務局が東京に設置されることは、グローバル経済にとって大変有意義なものであると考えます。

IFIARの恒久的事務局が東京に設置されたならば、その設立・運営に向けて当協会としても協力して参る所存です。

監査監督機関国際フォーラム
(International Forum of Independent Audit Regulators, IFIAR)
の事務局の東京招致について

平成27年2月3日

日本監査研究学会理事会

監査監督機関国際フォーラム
(International Forum of Independent Audit Regulators, IFIAR)
の事務局の東京招致について

私たち監査研究に携わる日本監査研究学会は、2017年に開設が予定されている監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators, IFIAR)の事務局の東京招致に向けて、金融庁および公認会計士・監査審査会が招致国として立候補されたことを強く支持いたします。

IFIARは、会計監査の品質の維持・向上について国際的に大きな役割を果たしており、そのさらなる発展のために恒久的事務局を設置することは誠に時宜に適ったことであると理解しております。その設置場所として、成長著しいアジア・オセアニア圏において最大の資本市場を擁し、交通・通信をはじめとした社会インフラが整備され、安全な社会である日本は理想的であります。また、日本は政府・産業界をあげて首都・東京を国際金融センターとして確立するためのあらゆる施策を実施しているところであり、IFIAR事務局が設置されたならば、その運営に多くの支援が可能であります。

IFIARの恒久的な事務局が東京に設置されたならば、政府・産業界とともに、アカデミアの立場からその設立・運営に向けて私たちも協力して参ります。

以上

2015年2月3日

Resources



国際銀行協会は、東京に監査監督機関国際フォーラムの常設事務局を誘致することを支持します。



国際銀行協会は、日本の金融庁と公認会計士・監査審査会が、東京に監査監督機関国際フォーラムの常設事務局を誘致することを歓迎します。同フォーラムは、各国間での協力促進、情報知識の共有支援、規制の整合性を促進する環境整備を通じて、監査の審査において重要な役割を果たしています。

弊協会は、同フォーラムの事務局を誘致するには東京は最適な都市だと考えます。東京は、世界第1級の都市であるとともに、一大国際金融センターとしてそれに相応しい各種設備と人材が備わっています。弊協会は、日本で営業する22か国の銀行と証券会社からなる業界団体であり、東京は国際的なビジネスを営む上で、多くの利点を有していると確信しています。具体的には、最先端の技術や通信システム、整備された国内外との交通網、快適な生活環境などです。

アジアは世界の経済成長の重要な源であり、こうした経済成長に見合った適切なレベルの監査の審査が求められます。条件に適ったアジアの都市を選ぶことによって、同フォーラムは、こうした関わり方にコミットしているというシグナルを送ることが出来ます。

東京への誘致は日本政府と規制当局から強い支持を得ており、東京に事務局を置くことによって、金融システムはグローバルなものであるという重要なメッセージを発信することになるとともに、現在は米国と欧州に集中している国際金融規制機関の事務局の所在地を分散することにもなります。

IBA Japan supports Tokyo as the host city for the permanent secretariat of the International Forum of Independent Audit Regulators

The International Bankers Association of Japan (IBA Japan) is pleased to support the Japanese Financial Services Agency (FSA) and the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (CPA AOB) in proposing Tokyo as the location for the permanent secretariat of the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR). IFIAR plays an important role in audit oversight by promoting collaboration between jurisdictions, facilitating the sharing of information and knowledge and creating an environment which encourages regulatory consistency.

IBA Japan believes that Tokyo would be an excellent location to host the IFIAR Secretariat. Tokyo is a world class city and a major international financial centre with the facilities and talent associated with this status. As a trade organisation that represents banks and securities companies from 22 countries based in Japan, we can confirm that Tokyo offers many benefits in doing international business: its technological and communications systems are advanced, international and local transport links are first rate, and the wider living environment is very comfortable.

Asia is an important source of global growth and this economic expansion needs to be accompanied by appropriate levels of audit oversight. By choosing a well-qualified city in Asia, IFIAR would be signalling a commitment to this type of engagement. Selecting Tokyo (which has the strong support of its government and local regulators) would also send an important message about the global nature of the financial system and diversify the location of secretariats for global financial regulatory organisations which are currently heavily concentrated in the U.S. and Europe.

For Immediate Release

2015年4月2日
在日米国商工会議所

**在日米国商工会議所及び欧州ビジネス協会が
日本が監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局の誘致に
立候補したことへの強い支持を表明**

～事務局を東京に設置することは、グローバルベースで監査の
質的向上を目指すIFIARの活動に大きく貢献する～

在日米国商工会議所（ACCJ）及び欧州ビジネス協会（EBC）は、日本が監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局の誘致に立候補したことを強く支持します。

日本で幅広い分野の事業を展開する大手の国際企業が加盟し、日本市場について深い知識を有しているACCJ及びEBCは、IFIARが東京へ拠点を設置することは、グローバルベースで監査の質的向上を目指すIFIARのさらなる活動強化につながるとともに、恒久的事務局を効率的・実効的、かつ長期的に運営するうえで望ましい基盤を提供するものと考えます。

東京は世界に誇る技術インフラ、世界有数の交通システム、高度なスキルを備える豊富なグローバル人材、日本の経済界の中枢が省庁や政治の中枢に物理的に近いこと、配慮の行き届いた接客サービスと会議の開催を支援する機能、安全で清潔な住環境等数多くの利点を有しており、さらに、アジア・太平洋地域におけるその立地は、中長期的な発展・拡大を目指すIFIARの戦略に見合う理想的な基盤となります。

以上を踏まえ、恒久的事務局を東京に置くことには次のような重要なメリットがあると考えます。

- **IFIARが監査の質の向上に向け、アジア・太平洋地域に関与するための出発点となること**

IFIAR参加地域が全世界の時価総額に占める割合は現在80%を超えている。しかし、今後数十年に渡って世界経済の成長を牽引していくのはアジア・太平洋地域であり、グローバル企業の活動は今後ますますIFIAR非参加地域において拡大していくものと考えられる。アジア・太平洋地域に恒久的拠点を設置すれば、世界経済で最も急成長している地域においてIFIARが拡大していくための出発点となり、また、現在欧米を中心に進められているグローバル規制を巡る議論に新たな視点をもたらす。

- **優れたインフラ**

東京はすでに国際通貨基金（IMF）、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行など、複数の国際団体の地域拠点を受け入れている。東京は真のグローバル都市であり、会議の開催や海外からの参加者の受け入れにおいて快適な環境、すなわち、グローバルな運営を担える高い教育水準を備えた人材、高速なインターネット環境をはじめとする強固な通信網、張り巡らされた鉄道網、他に類を見ない接客サービス・ホスピタリティ等を提供する。

- **日本政府によるバックアップ**

日本政府は、東京都と緊密に連携し、高度なスキルを有する海外からの人材をサポートするべく包括的な体制を構築する等、東京の国際金融センターとしての地位確立に継続して取り組んでおり、東京への事務局設置はこの政府の目指すところと一致する。恒久的事務局が東京に置かれるならば、日本の規制当局である金融庁がIFIARの受け入れを担うこととなるが、IFIAR創設メンバーである日本は、これまでも法の支配という確固たる基礎に立ち、またグローバル基準の設定プロセスに積極的に関与する等、監査の質的向上推進に深く関わってきた。

日本の立候補をサポートするため、日本政府、IFIAR、およびすべてのステークホルダーと積極的に協力していく所存です。

以上

###

1502 J

－在日米国商工会議所について－

在日米国商工会議所（ACCJ）は、米国企業40社により1948年に設立された日本で最大の外国経済団体です。米国企業の日本における経営者を中心に、現在は約1000社を代表する会員で構成され、東京、名古屋、大阪に事務所を置いています。日米両国政府や経済団体等との協力関係のもと、「日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員活動の支援、そして、日本における国際的なビジネス環境の強化」というミッションの実現に向けた活動を展開しています。また、60以上の業界・分野別委員会を中心に活動を行い、意見書やパブリック・コメント、白書等を通じた政策提言や、政策や経済の動向等について年間500以上のイベントやセミナーを開催するとともに、各種チャリティー等の企業の社会的責任（CSR）活動にも積極的に取り組んでいます。

【お問い合わせ】

同件に関するお問い合わせは、在日米国商工会議所 渉外室（電話: 03-3433-6542; メール: external@accj.or.jp）までお願いいたします。

－欧州ビジネス協会について－

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州16ヶ国の在日商工会議所・経済団体にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。EBCの会員は法人と個人を合わせ現在2,500を超しているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約400社が、EBCの29の産業別委員会に直接参加している。

【お問い合わせ】

同件に関するお問い合わせは、欧州ビジネス協会 ポリシーディレクター ビョーン・コングスタード（電話: 03-3263-6224; メール: bkongstad@ebc-jp.com）までお願い致します。

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局の東京誘致に関する共同声明
日米経済協議会 / 米日経済協議会

2015 年 4 月 6 日

日米経済協議会および米日経済協議会（以下、両協議会）は、日本が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局を誘致することを支持する。

両協議会は、快適な職場・住環境、比類なきホスピタリティーと会議施設ならびに国際・国内交通アクセスの利便性から、東京が IFIAR にとって監査の質をグローバルベースでさらに改善するという使命を果たすために、最適の場所であると考えている。

両協議会は、グローバル経済の持続的でバランスの取れた拡大に資する、ルールに基づく経済統治のフレームワークを強化するという IFIAR の重要な役割を支持する。世界最大の金融センターのひとつである東京を選ぶことは、IFIAR のそうした役割を、世界で最も急速に成長しているアジア太平洋地域において拡大することに資するものである。金融庁および公認会計士・監査審査会の主導による日本の立候補は、日本国政府の強い支持を受けている。

国際銀行協会、全米商工会議所等の IFIAR 事務局の日本誘致を支援する国際的なビジネス・コミュニティの中で形成されつつあるコンセンサスに、両協議会も我々の声を加え、IFIAR の東京招致を働きかける様々な関係者と協力する所存である。

米日経済協議会（USJBC）は、全米商工会議所の関連団体であり、ワシントン D.C. に所在する経済団体であり、日本に関心を持つ米国企業をサポートし、日米間の経済連携を強化することを目的としています。米日経済協議会（USJBC）の会員企業は、日本と経済活動を有し、日本におけるビジネスに高い優先順位を持つ米国の全産業の大部分をカバーしており、両国間において最も協力的で互恵的な経済関係を構築するために努力しています。

日米経済協議会（JUBC）は、米日経済協議会（USJBC）と共同して、日米共通の経済的利益を明確にし、二国間ビジネス協力を促進し、相互理解を深め、日米のビジネス関係を強化し、二国間の経済および通商問題を解決するプロセスに貢献しています。

両協議会は、日米両国における公的および民間部門の現在の政策とその実行を改善する方策を共同して探求します。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>